第２次
袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画
（令和６年度～令和１３年度）

（改訂版）

令和６年３月策定
令和８年４月改訂

袖 ケ 浦 市

はじめに



本市では、平成３１年３月に「袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画」を策定し、市民の皆様が地域コミュニティ活動に積極的に参加して、いきいきと輝き、ふれあい、支え合う「住みやすいまち」を目指して、これまでに様々な取組を進めてまいりました。

近年では、東京湾アクアラインをはじめとする交通利便性の高さを活かした、袖ケ浦駅海側などの基盤整備や、子育て施策に注力した取組を進めてきたことにより、「住みたいに応えられるまち」として、子育て世代を中心とする多くの方々に移り住んでいただき、現在も人口が増え続けております。

一方で、少子高齢化の進行による将来的な人口減少が予測されているほか、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の停滞や自然災害の多発などにより、私たちの暮らしを取り巻く社会環境は大きく変化しております。

市民ニーズの多様化により、地域社会においても様々な課題が生じ、複雑化していることから、行政はもちろんのこと、地域の皆様や各主体がより一層つながり合い、それぞれの特性や得意分野を活かしながら、連携・協力して地域課題の解決に取り組むことが、今後の地域社会を支えていく上でますます重要であると考えております。

この度、策定しました「第２次協働のまちづくり推進計画」では、「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の理念に基づき、本市がこれまでに進めてきた取組をさらに前進させつつ、社会情勢を踏まえた時代の変化にも対応してまいりますので、今後も皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員の皆様をはじめ、自治会に関するアンケート調査、協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査及び事業者アンケート調査にご協力をいただきました市内の地域コミュニティの皆様に心より感謝を申し上げます。

令和６年３月

袖ケ浦市長　　粕谷　智浩

目　　次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の期間 2
　４　計画の構成 3
　≪用語の解説≫ 4

第２章　協働のまちづくり 5
　１　協働のまちづくり 5
　２　各主体の役割等 7
　３　これまでの取組 8
　４　第１次計画の取組状況 9
　≪協働事業の事例≫ 12

第３章　社会情勢と本市の課題 14
　１　社会情勢 14
　２　地域コミュニティにおける現状・課題 16

第４章　計画の推進方針 21
　１　基本的な方針 21
　２　目指すまちづくり（条例第１条） 21
　３　計画の基本理念（条例第３条） 22

第５章　計画の推進項目と体系 23
　１　推進項目 23
　２　計画の体系 23
　３　成果指標の設定 24
　４　施策の方向性 25

第６章　計画の推進体制 53
　１　推進体制 53
　２　進行管理 54

附属資料 56
　資料１　計画策定の体制 57
　資料２　計画策定の経過 58
　資料３　協働のまちづくり推進計画の策定について（諮問） 59
　資料４　協働のまちづくり推進計画の策定について（答申） 60
　資料５　袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例 61

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、地域コミュニティの活性化と協働の推進を図るため、平成２９年１０月に施行した「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念を具現化し、協働によるまちづくりを着実に進めるための基本的かつ総合的な計画として、令和元年度から令和５年度までの５年間を計画期間とする「袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画」（以下「第１次計画」という。）を策定しました。

第１次計画では、少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化などにより、複雑化する地域の課題に対して、市民自らが参加し、住みやすいまちづくりを進めていくため、「市民の地域コミュニティへの参加の促進」と「地域コミュニティの活動と連携の促進」、「地域コミュニティと市の協働の推進」を基本理念に掲げ、全庁的・横断的に施策を展開しながら、協働のまちづくりの推進に取り組んだところです。

近年、地域においてまちづくりを担う地縁団体、特に自治会においては未加入世帯の増加などによる自治会加入率の低下や役員のなり手が少ないことなど運営に関する課題が存在し、また、市民活動団体においても団体数が横ばい傾向であることに加え、役員の高齢化や人材確保といった課題が存在します。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民や団体の活動等のみならず、市民の意識や日常生活にも大きな変化がもたらされたことも影響し、令和３年度に実施した市民へ袖ケ浦市に対する意識を問う「まちづくりアンケート」において各項目の重要度を調査したところ、「コミュニティ」、「市民参加」ともに重要度が低い結果となりました。

しかしながら、一部の地域コミュニティにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても地域住民のための取組を行っているほか、長浦地区においては地域まちづくり協議会が設立され、地域内での情報共有や連携した取組が進められています。

これらを受け、本市の協働のまちづくりを進めていくにあたり、条例の３つの基本理念を軸に、本市における協働のまちづくりの更なる推進を図るため、これまでの施策を継続するとともに、社会情勢や市民等にニーズに対応した取組が必要であることから、「第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画」（以下「第２次計画」という。）を策定するものです。

２　計画の位置づけ

第２次計画は、条例第１６条第１項に規定する協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、本計画は袖ケ浦市総合計画、その他関連計画との整合を図っており、市の各施策分野においても協働を推進するための基本的な計画とします。

≪参考≫ 条例第１６条（抜粋）

（協働のまちづくり推進計画）
第１６条　市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画を策定するものとする。

≪参考≫ 条例に規定する協働のまちづくりを推進する仕組み

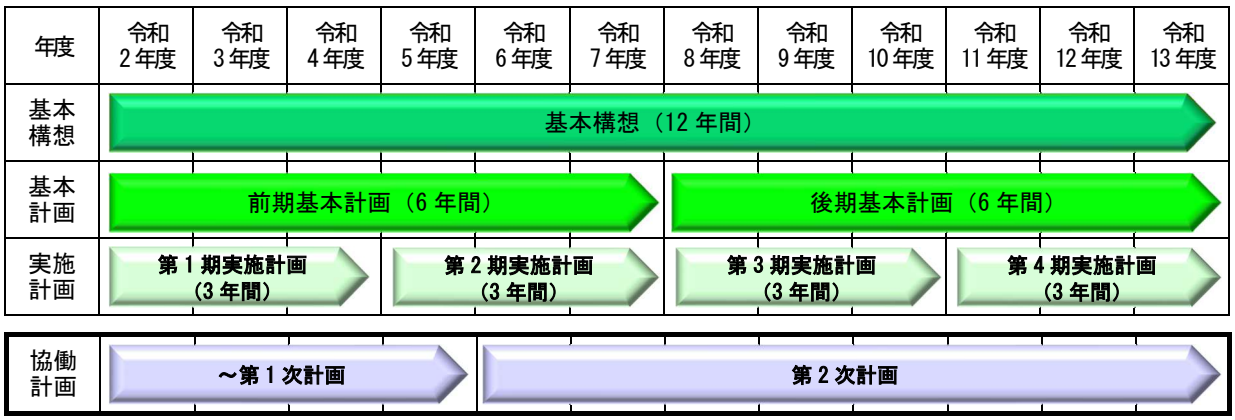
① 情報の共有等（第９条）	⑥ 協働のまちづくりに関する提案等（第 14 条）
② 計画等策定への参画（第 10 条）	⑦ 地域まちづくり協議会（第 15 条）
③ 担い手づくり（第 11 条）	⑧ 協働のまちづくり推進計画（第 16 条）
④ 拠点づくり（第 12 条）	⑨ 協働のまちづくり推進委員会（第 17 条）
⑤ 補助金の交付等による支援（第 13 条）	⑩ 推進本部（第 18 条）

※　本計画は、主に①～⑦を具体化するための仕組みや取組を定めるものです。

３　計画の期間

第２次計画の期間は、条例において規定された目指すべきまちづくり、基本理念等は大きく変更するものではなく、総合計画にも包含、整合し取り組んでいく必要があるものと考え、第１次計画が終了する翌年度の令和６年度から令和１３年度までの８年間とします。

ただし、社会情勢の変化、計画の進捗状況等又は上位計画の見直しに合わせて、見直しを行うものとします。

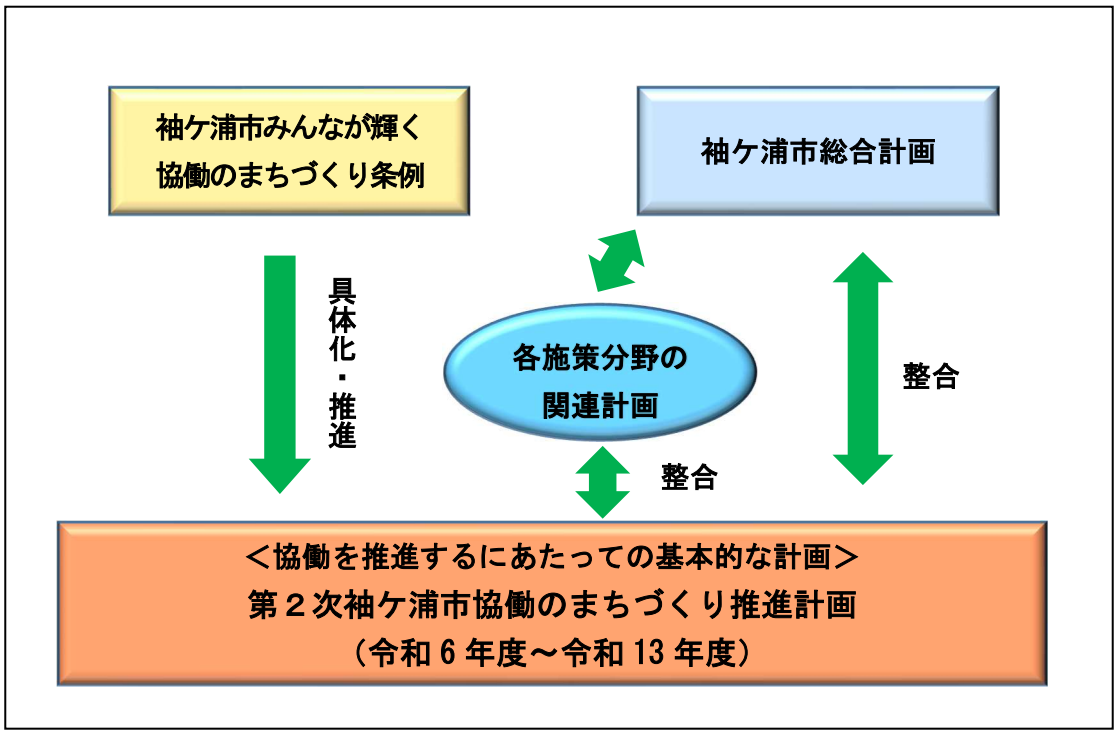


4　計画の構成

本計画は、条例に基づく協働のまちづくりを具体化するため、協働のまちづくりの推進方針、推進項目、施策の方向性、推進体制等の基本的な事項について定めます。

また、施策の方向性に基づき、８年間で実施する具体的な取組を定めます。

≪計画の関係図≫



≪用語の解説≫

本計画で使用する用語の意味は、条例（第２条）によるものとします。

● **まちづくり**

・・・地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいいます。

● **市民**

・・・市内に居住する人（住民）、市内に通勤又は通学する人をいいます。

● **地域コミュニティ**

・・・地域において「まちづくり」を担う地縁団体、市民活動団体及び事業者を総称して地域コミュニティといいます。

● **地縁団体**

・・・自治会、子ども会、ＰＴＡ、制度ボランティア等の地縁により形成された住民を主体とする団体をいいます。

（＊ **地縁**：住んでいる土地に基づいてできる縁故関係
＊ **制度ボランティア**：民生委員、青少年相談員、防犯指導員、消防団等の地域性のある公的な制度によるボランティア）

● **市民活動団体**

・・・ＮＰＯ、ボランティア団体等の地縁に捉われることなく、共通の関心や分野により形成された市内で活動する団体をいいます。

〔＊ ＮＰＯ：営利を目的としない公益的活動を行う民間団体 〕

● **事業者**

・・・市内において事業活動を行う者（営利活動を行う者のほか、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、商工会、農業協同組合等の市内で活動する法人を含む。）をいいます。

● **市**

・・・市長その他の市の執行機関をいいます。

（＊ **執行機関**：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長）

● **協働**

・・・地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚した上で、相互の自主性、主体性を尊重しながら協力又は連携することをいいます。

第２章　協働のまちづくり

１　協働のまちづくり

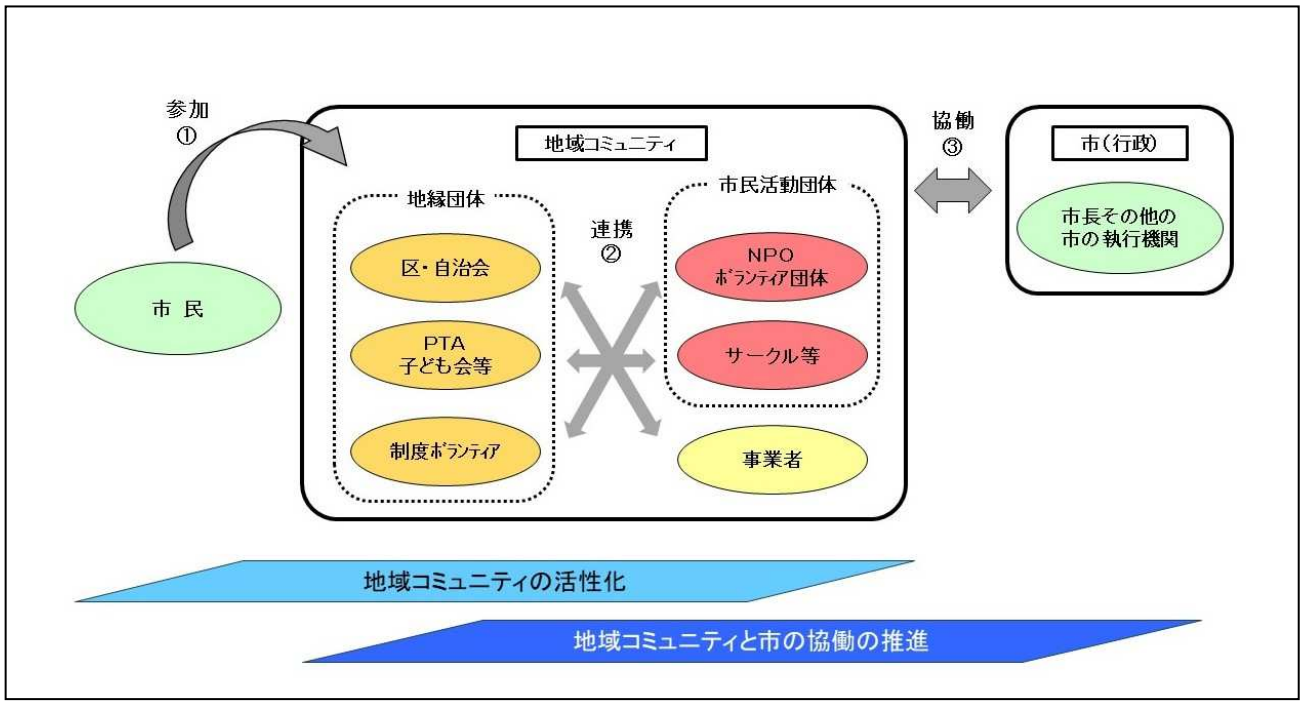
（１）協働のまちづくりの推進

地域コミュニティと市は、地域における課題を解決することを目的として、それぞれが様々な活動を行っています。

協働のまちづくりは、地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚した上で、お互いの自主性と主体性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めていくものです。

この協働のまちづくりの推進にあたり、条例（第３条）では、①「市民の地域コミュニティへの参加の促進」、②「地域コミュニティの連携の促進」、③「地域コミュニティと市の協働の推進」を基本理念に掲げています。

≪協働のまちづくりの推進イメージ≫



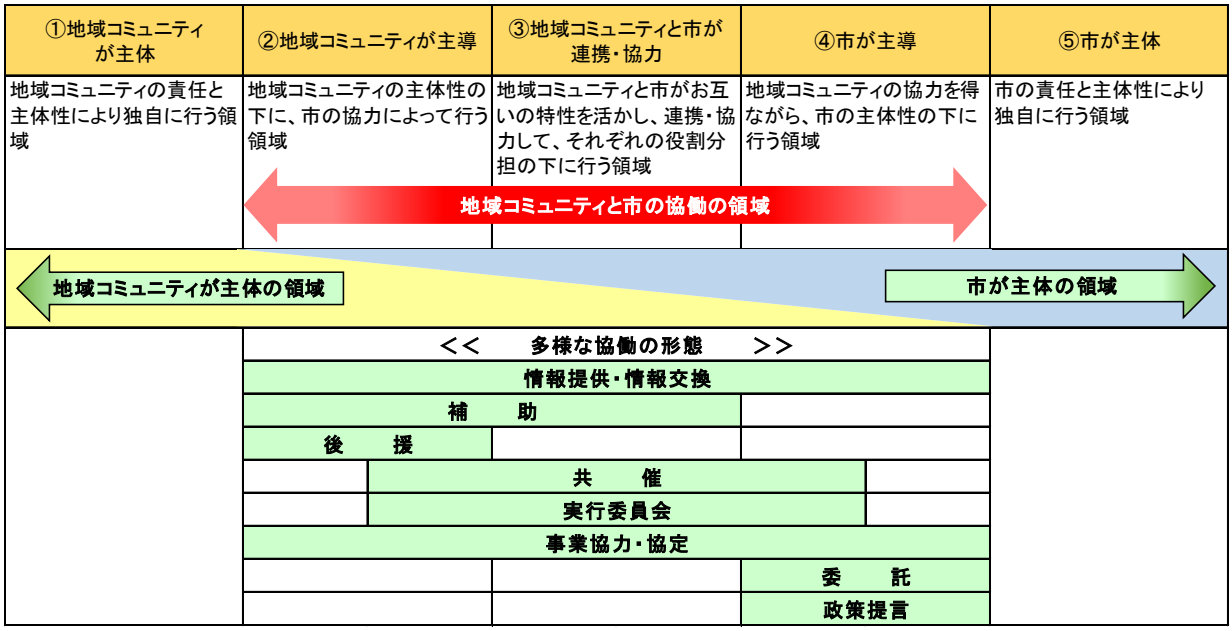
（２）協働の領域と形態

まちづくりには、地域コミュニティによる活動と、市が施策に基づいて行う活動があり、次図のように５つの活動領域に大きく分類することができます。

その中には公共性が高く、地域コミュニティと市の活動目的や対象が重なり合う領域があり、協働により進めていくことが効果的な領域といえます。

また、協働には多様な形態があるため、活動目的や事業に合わせて選択し、又は組み合わせて実施していくことが必要になります。

≪協働の領域と形態のイメージ≫



≪協働の形態の解説≫

- **情報提供・情報交換** … 地域コミュニティと市が互いに持っている情報を提供・交換することで、情報の共有化と相互理解を促進します。
- **補助** … 地域コミュニティが主体となって行う事業に対し、市が公益上の必要性を認める場合に、補助金・交付金等の資金面での支援を行います。
- **後援** … 地域コミュニティが実施する事業（講演会・イベント等）に対し、市がその趣旨に賛同して名義後援をするなど資金面以外の支援を行うもので、社会的信用が高まり、市民の理解や参加の促進につながります。
- **共催** … 地域コミュニティと市のそれぞれが主催者となり、協働で事業の企画、運営等を行います。
- **実行委員会** … 複数の地域コミュニティと市で実行委員会を組織して、実行委員会が主催者となり事業を行います。
- **事業協力・協定** … 共催や実行委員会以外の形態で、地域コミュニティと市がそれぞれの特性を活かし、一定期間継続的に協力して事業を行います。
- **委託** … 市の責任において行うべき事業の中で、地域コミュニティの特性を活かすことで、より効果的・効率的でニーズにあったサービスを提供できるものを委託します。（指定管理者制度、ＮＰＯへの業務委託等）
- **政策提言** … 市が政策立案や事業企画を行う際に、市民や地域コミュニティからの提言や意見などを取り入れます。（パブリックコメント手続、審議会等への参加、ワークショップ、市民の声制度等）

２　各主体の役割等

協働のまちづくりを推進するにあたって、条例では各主体が担う役割等を次のように規定しています。

（１）市民の役割（第４条）

- 地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加して、まちづくりに関わるように努めます。
- 自らがまちづくりの担い手であることを認識して、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めます。

（２）地域コミュニティの役割

①　地縁団体の役割（第５条）

- 地域における情報を収集して、課題を把握するとともに、地域の他の団体や事業者と連携し、又は市と協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。
- 地域における住民相互の交流や連携を促進するように努めます。

②　市民活動団体の役割（第６条）

- 活動分野における知識、専門性等を活かして、地域の他の団体や事業者と連携し、又は市と協働してまちづくりに取り組みます。
- 市民に対して、活動に参加する機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるように努めます。

③　事業者の役割（第７条）

- 地域社会との連携を深めるとともに、自らの事業活動の特性、専門性等を活かして、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努めます。

（３）市の責務（第８条）

- まちづくりに関する基本的な構想や計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進します。
- 地域における情報を収集し、地域コミュニティを活性化させる施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援します。
- 協働のまちづくりを円滑に推進する環境整備に努めるとともに、協働にあたっては、地域コミュニティと適切に役割と責任を分担して行うものとします。
- 市職員の協働のまちづくりに関する理解を促進し、知識や技能の習得を図ります。

３　これまでの取組

本市では、平成２２年度から令和元年度までを計画期間とした前総合計画において、まちづくりの基本理念に「自立と協働」を掲げ、協働のまちづくりを推進する中で、平成２４年度には協働事業提案制度、平成２６年度にはまちづくり講座を開始するほか、職員向けの協働に関する手引きの作成や研修会の実施等、様々な取組を行ってきました。

これまでに実施してきた個々の取組を体系的に整理して、協働のまちづくりを一層推進していくため、平成２９年１０月１日に「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を施行しました。そして、この条例の運用を市民参画の下で全庁的に行っていくため、平成３１年３月には第１次計画を策定し、各分野において協働のまちづくりの推進に取り組んでいます。

さらに、袖ケ浦市総合計画（令和２～１３年度）では、市が目指す将来の姿として「みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦」を掲げ、その実現のため、市民一人ひとりの個性や知恵、地域コミュニティをはじめとした人のつながりを活かしながら、地域社会を構成する様々な主体が互いに協力する、みんなでつくるまちを目指し、各施策を推進しています。

4　第１次計画の取組状況

（１）成果指標の達成状況

第１次計画では、３つの基本理念に対して、成果指標と計画期間中に達成する目標値を設定し、その目標達成に向け、全庁的・横断的に施策を展開してきたところであり、その達成状況は以下のとおりです。

≪指標一覧≫

【基本理念１】市民のコミュニティへの参加を促進します

指標名称	現状値		変動	目標値（R5 年度）	備考
	策定時（年度）	現在（年度）			
まちづくり活動に関心がある市民の割合	62.5%（H29）	71.5%（R4）	↗	70.0%	まちづくりアンケート
地域社会に貢献する団体等の活動に積極的に参加している市民の割合	53.9%（H29）	53.1%（R4）	↘	60.0%	まちづくりアンケート
まちづくり講座（ステップアップ講座）の修了者数	24 人（H29）	56 人（R4）	↗	115 人	講座修了者の累計人数

【基本理念２】地域コミュニティの活動と連携を促進します

指標名称	現状値		変動	目標値（R5 年度）	備考
	策定時（年度）	現在（年度）			
自治会への加入率	64.6%（H30）	56.7%（R5）	↘	65.0%	加入世帯数÷常住世帯数（4 月 1 日現在）
地域まちづくり協議会の組織数	0 組織（H29）	1 組織（R5）	↗	5 組織	認定協議会（※）の組織数（4 月 1 日現在）

（※　認定協議会：概ね小学校または中学校の学区を活動の区域とする協議会で、市長の認定を受けたもの）

【基本理念３】地域コミュニティと市の協働を推進します

指標名称	現状値		変動	目標（R5 年度）	備考
	策定時（年度）	現在（年度）			
協働事業提案制度の提案件数	7 件（H30）	4 件（R4）	↘	10 件	年間の提案件数
協働による事業の実施件数	117 事業（H29）	124 事業（R5）	↗	140 事業	市民協働推進課調査
協働の意義を説明できる職員の割合	50.1%（H30）	89.8%（R5）	↗	90.0%	市民協働推進課調査

（２）第１次計画（実行計画）の取組状況

第１次計画（実行計画）に登載された全７１事業については、同計画がスタートし４年が経過した令和５年３月末時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している時期にはその影響により事業の進捗が鈍化している事業が散見されているものの、計画期間全体では概ね事業の推進を図ることができています。

≪各年度の総合評価の結果≫

評価区分		Ｒ１年度 総合評価	Ｒ２年度 総合評価	Ｒ３年度 総合評価	Ｒ４年度 総合評価
A		41 事業	24 事業	25 事業	31 事業
	（A）	―	―	(0 事業)	(0 事業)
B		23 事業	32 事業	34 事業	33 事業
	（B）	―	―	(24 事業)	(18 事業)
C		4 事業	13 事業	9 事業	5 事業
	（C）	―	―	(8 事業)	(2 事業)
D		2 事業	1 事業	3 事業	2 事業
	（D）	―	―	(2 事業)	―
評価なし		1 事業	1 事業	―	―

（ ）は各事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響があったもの

≪参考≫評価方法

評価は、「事業の実施状況」と「目標の達成状況」の２種類の結果から総合的に判断するものとし、A評価～D評価で評価し、それぞれの評価方法は、次のとおり。

事業の実施状況	達成目標	評価区分	事業の実施状況	達成目標	評価区分
１：計画どおり	１：達成	A	３：変更あり	１：達成	A
	２：未達成	B		２：未達成	B
	３：変更	B		３：変更	B
	４：その他	B		４：その他	B
２：遅延あり	１：達成	B	４：中止		D
	２：未達成	C	５：その他		B～D
	３：変更	C			
	４：その他	C			

※「５：その他」については、総合的に判断

（３）第１次計画における成果

成果指標に関して、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、第１次計画に登載した取組を概ね推進できた効果により、「まちづくり活動に関心がある市民の割合」が上昇し、まちづくり活動に対する市民の意識が高まったことがうかがえます。

また、コミュニティ意識の希薄化や地域活動へ参加する機会が減少している状況にあり地域の絆が衰退しつつあることも見受けられますが、長浦地区においては、幅広い団体の参加のもと、活力ある地域づくりに向けた取組を進めるため、地域まちづくり協議会が設立され、様々な活動を行っています。

≪協働事業の事例≫

■ 市民活動団体×市の協働

【事例①】ガウラこども食堂

（平成30～令和2年度　協働事業提案制度採択事業）

概　要		こども・保護者・地域住民を対象として、ボランティアによる食事の調理・提供する「こども食堂」事業を市民会館フリースペースを活用して実施し、参加者の居場所づくりを行いました。 新型コロナウイルス感染症の拡大後は弁当の配布として継続して実施しました。	
役割分担	市民活動団体	**【ガウラ子ども食堂】** ■ こども食堂事業の開催運営 など	
	市	■ 公共施設会場の提供 ■ 子ども（小学生）への開催告知 など	
成　果		安定した運営を行うことができ、参加者の居場所づくりとしても機能することできました。また、令和元年台風の際は臨時炊き出しを行い、コロナ禍においても、より生活が厳しくなった世帯へ、各種団体の支援制度を活用しながら適切に食事を提供することができました。	

【事例②】Illumination City Sodegaura

（平成29～令和2年度　協働事業提案制度採択事業）

概　要		長浦駅前ロータリーをイルミネーションで輝かせることで、観光客に『袖ケ浦＝イルミネーションの街』というイメージを与え、観光入込客数の増加を狙いつつ、市内を明るくすることで防犯対策にもつなげました。	
役割分担	市民活動団体	**【袖ケ浦を輝かせる会】** ■ イルミネーションの設置及び設置の伴う準備 など	
	市	■ 設置場所及び電力の提供 ■ 警察及び各公共団体への許認可 ■ 道路使用許可 など	
成　果		イルミネーションを見学するために市外からの来訪者も多く、駅利用者やタクシー運転手等からも、明るくてとても良いとの声が多数ありました。一時、新型コロナウイルス感染症の影響により予算の縮小や点灯時間も短縮しましたが、外出制限がある中で人々を癒す効果もありました。	

【事例③】 花壇整備事業

（令和3年度～ 協働事業提案制度採択事業）

概　要		市が所有する遊休地を借り受け、地域の有志で整備し、果樹や花を植えきれいにします。また、活動を行う中で地域のコミュニケーションを深め、共助の精神を育むほか、地区を明るくするために、同じ地域に開園した保育園と事業をコラボしながら交流しています。
役割分担	市民活動団体	【たちばな花の会】 ■ 借り受けた土地の管理 ■ 花壇整備、花の播種及び植栽　　など
	市	■ 花いっぱい運動による種の支給、苗の提供 ■ 土壌改善の助言等、花壇整備の支援 など
成　果		雑草や石ころの除去など土壌整備から始め、花の植栽を行い、今ではヒマワリやコスモスなど、季節に応じた花を咲かせ、果樹の栽培も行っています。周辺は車の通行も少ないため散歩者が多く、保育園の散歩コースにもなっていることから、園児と芋掘り等も行ってきました。今後も保育園と苗の植え付けなど交流を図りながら、活動を継続していきます。



■ 自治会×市の協働

【事例④】自治会加入促進事業

（令和5年度　協働事業提案制度採択事業）

概　要		少子高齢化、生活スタイルの多様化等により課題となっている自治会加入率や地域コミュニティ機能の低下について、地域共通の問題として解決に向けて取り組むため、自治会活動を専門とする講師を招いた研修会を企画・開催しました。
役割分担	自治会	【昭和地区自治連絡会】 ■ 研修会の内容調整 ■ 参加者募集 ■ 当日運営　　など
	市	■ 開催に伴う補助 ■ 会場の提供 ■ 周知・広報の協力　　など
成　果		研修では、地域の担い手不足や退会者対策のほか、自治会の運営見直しやＩＴ化等の施策について、他市の事例等も紹介いただきながら学ぶことができました。これらの知識は自治会ごとに持ち帰り、今後の運営方針等の参考としながら加入促進に努めていきます。



第３章　社会情勢と本市の課題

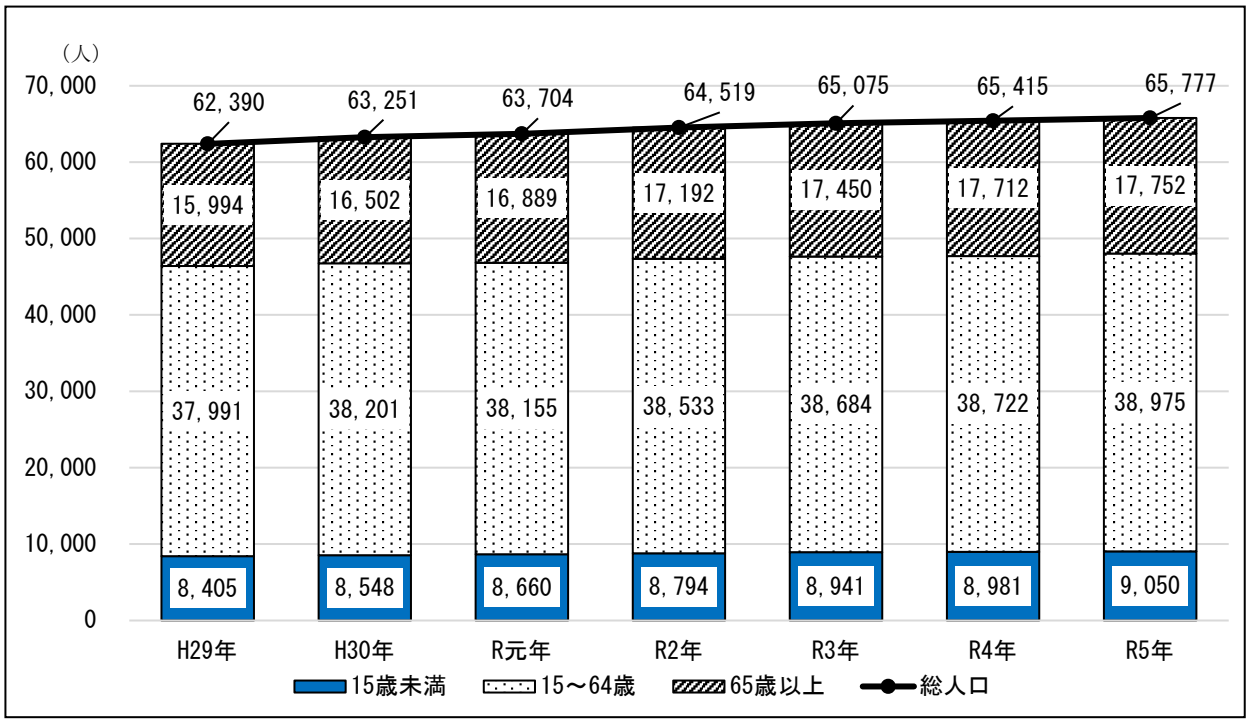
１　社会情勢

（１）人口の推移

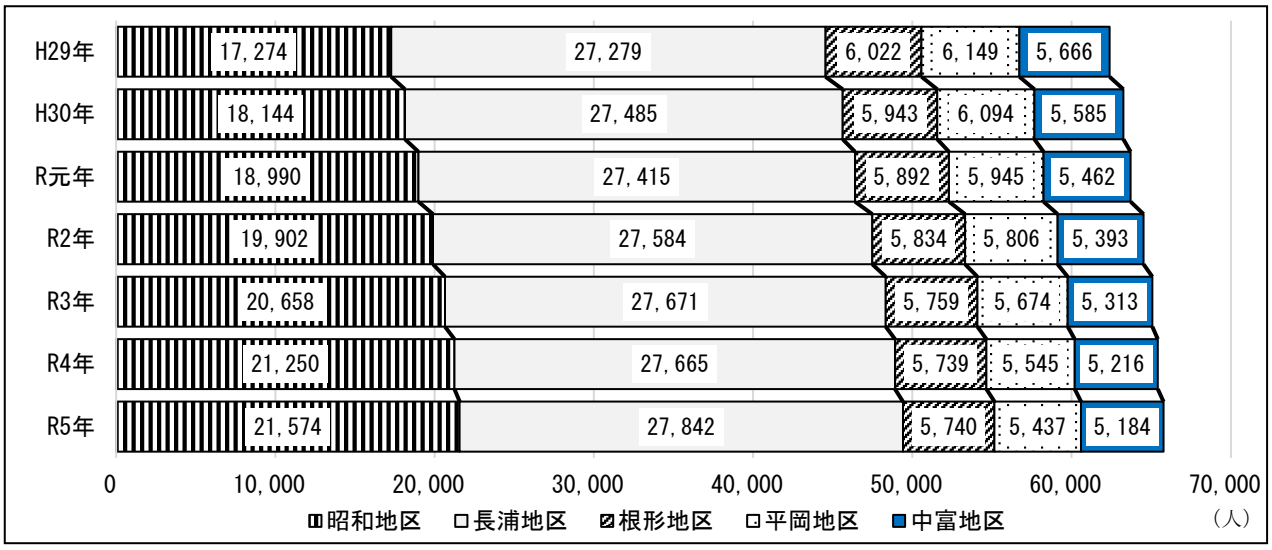
本市の人口は、袖ケ浦駅海側地区における都市基盤整備等から住宅地の供給が図られたことにより、近年特に増加が顕著となっており、年齢３区分別の割合においても、全ての区分で人口は増加傾向にあります。

しかしながら、市内を地区ごとにみると、既に人口が減少に転じている地区が見受けられ、地区ごとに人口に関する状況は大きく異なっています。

≪市内の人口推移≫



≪地区別人口の推移≫



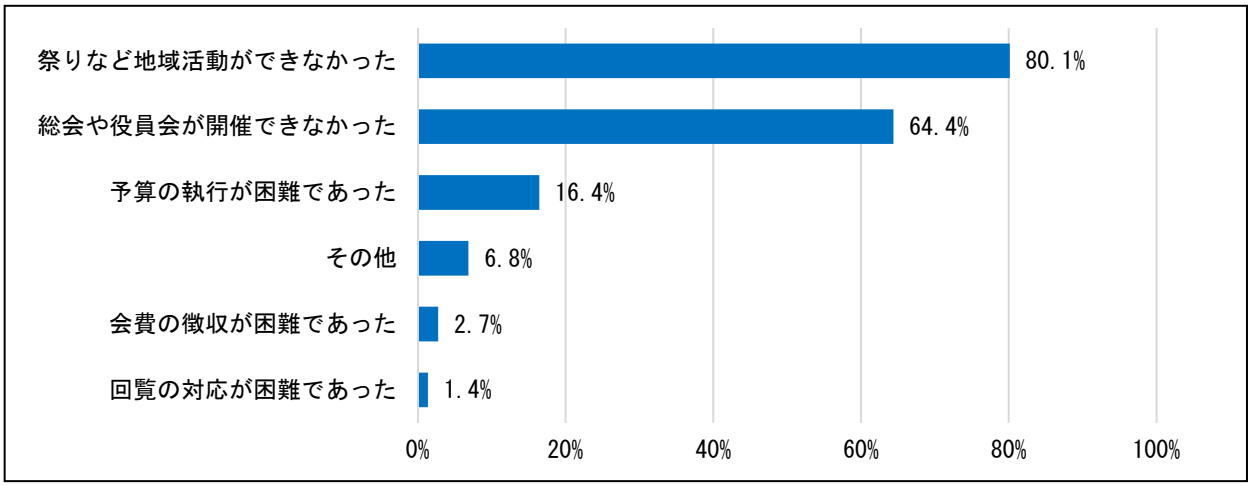
（袖ケ浦市人口統計）

（２）新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域コミュニティの活動のみならず、人々の生活が大きな影響を受け、感染リスクを抑えるための非接触・非対面での行動様式が求められた中、行動の抑制や施設の利用制限等により、自治会活動の休止や縮小につながり、その活動は停滞しました。

このような状況にあっても、ＩＣＴ技術の活用やオンラインによる自治会活動の実施等により、時間や場所に捉われない生活や働き方も選択肢の一つとして挙げられてきており、ポストコロナにおける活動は多様化することが考えられます。

≪コロナ禍における自治会活動への影響≫



（令和4年度 自治会に関するアンケート調査）

（３）デジタル化の進展

コロナ渦において、社会全体で急速なデジタル化が進められ、対面による活動だけでなく、遠方で活動する方や団体等ともつながりやすくなり、連携した取組の推進が可能となったほか、これまで時間や場所等の制約により、市民活動への参加が難しい方々にとって、参加しやすい環境となることも期待されます。

一方で、こういったデジタル化の利用が難しい状況にある方々も存在することから、その対応を行っていくことが重要となってきます。

２　地域コミュニティにおける現状・課題

（１）市民における現状と課題

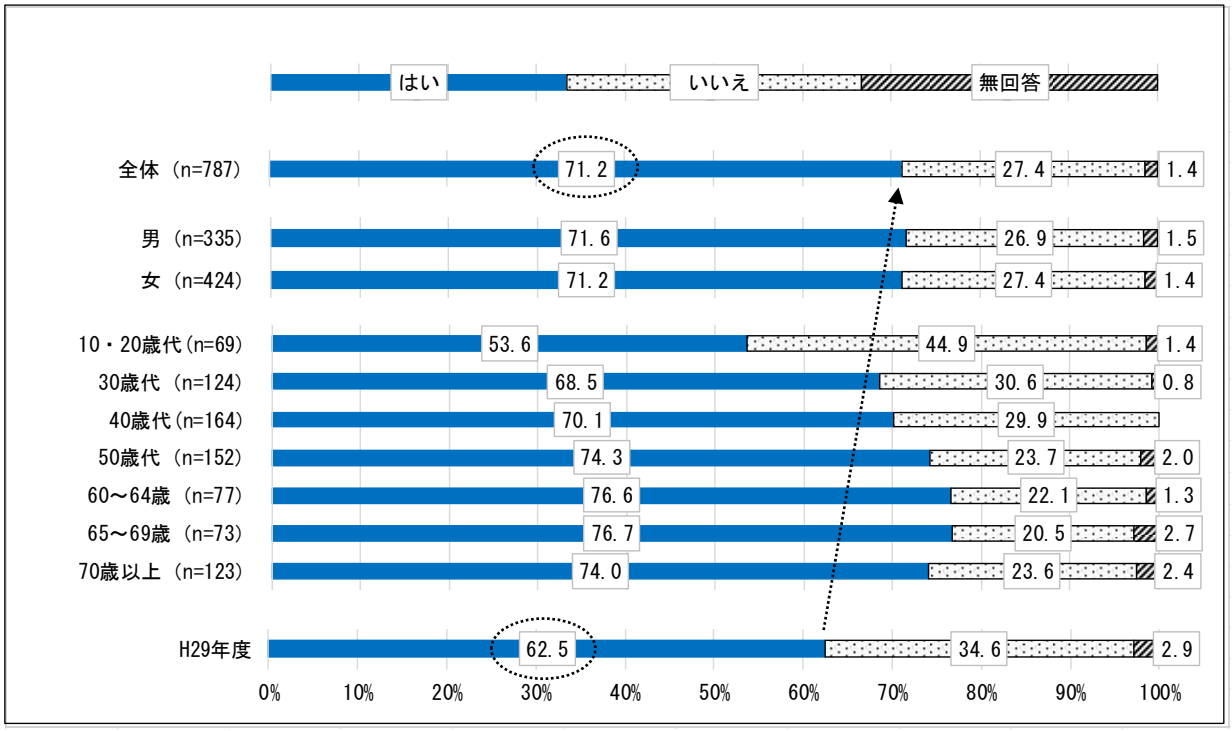
令和５年度に実施した「市民意識調査」では、「まちづくり活動に関心がある市民の割合」は７１．２％と、前回調査（平成２９年実施）結果の６２．５％から上昇し、多くの年代・地区において７０％を超えるなど、属性による大きな偏りはなくまちづくりへの意識が醸成されている状況となっています。

一方、「地域活動に参加したことがある市民の割合」のうち、「参加したことがない」とする回答は４３．６％となっています。年代別では、４０歳代以下で約５０％の方が、地区別に見ると、人口流入が多い「昭和地区」で４８．０％の方が、最も人口の多い「長浦地区」では４６．３％の方が参加したことがないと回答されており、新型コロナウイルス感染症の影響やライフスタイル及び価値観の多様化によるものと考えられます。

協働によるまちづくりの推進にあたっては、市民のまちづくりに関する意識の高まりを実際の地域活動につなげていくことが重要です。

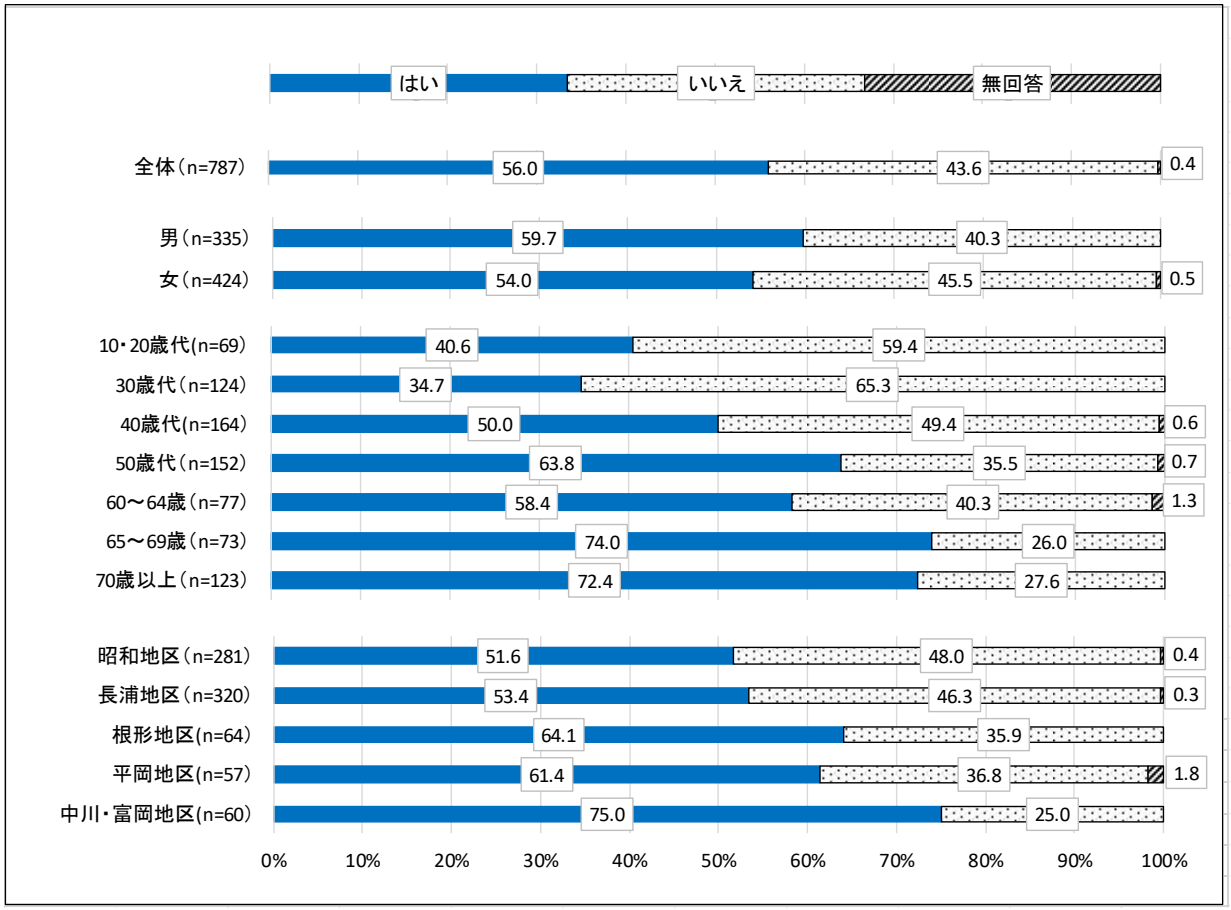
今後は市内で高齢化の進展により、これからのまちづくりを担っていく４０歳代以下の方々、また、地域活動への参加割合が少ない「昭和地区」「長浦地区」において、市民の活動が活発化するよう、ポストコロナにおいても更なる情報発信や活動に参加しやすい環境づくり、市民活動に関する参加意識の醸成を行っていく必要があります。

Q．あなたは、まちづくり活動に関心がありますか？



（令和5年度　市民意識調査）

Q．地域活動に参加したことがありますか？



（令和5年度　市民意識調査）

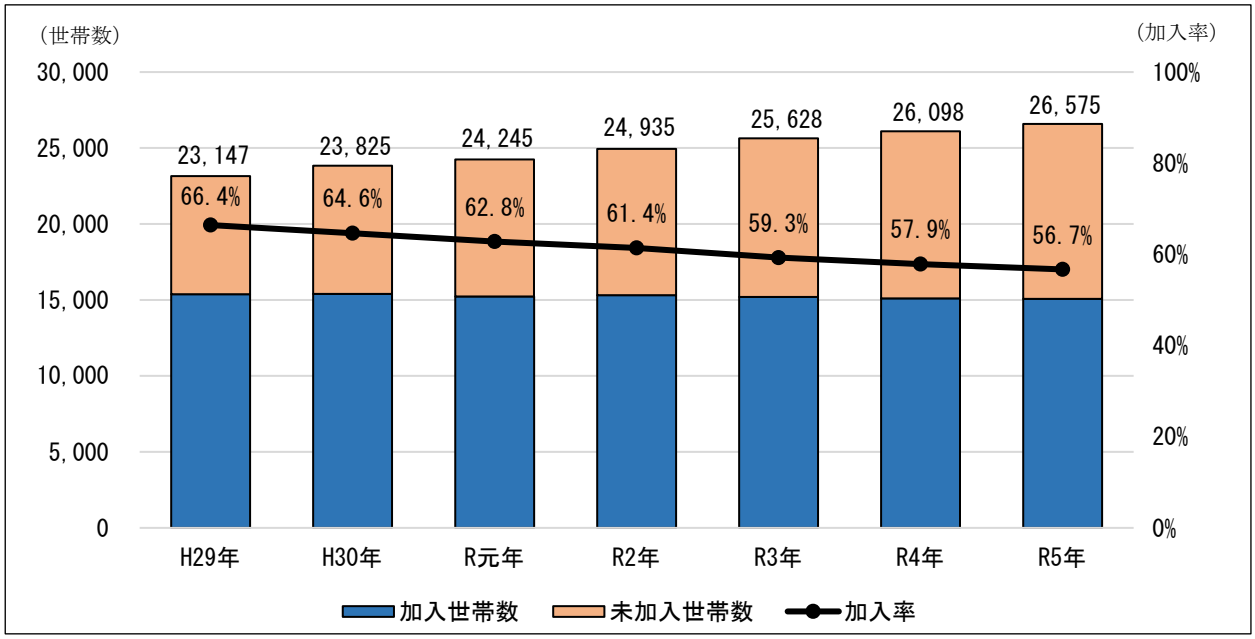
（２）地縁団体における現状と課題

地域のまちづくりを担う自治会への加入率は、長期的に低下する傾向にあり、平成２９年度に６６．４％であったものが、令和５年度には５６．７％になっています。その要因として、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、地域のつながりが希薄化していることが考えられ、アパート入居世帯の増加による地域への帰属意識の低下や、新たに宅地開発された地域でコミュニティの醸成が進んでいないことなども挙げられます。また、高齢等により活動に参加できない、役員のなり手がいないといったケースが増加しています。

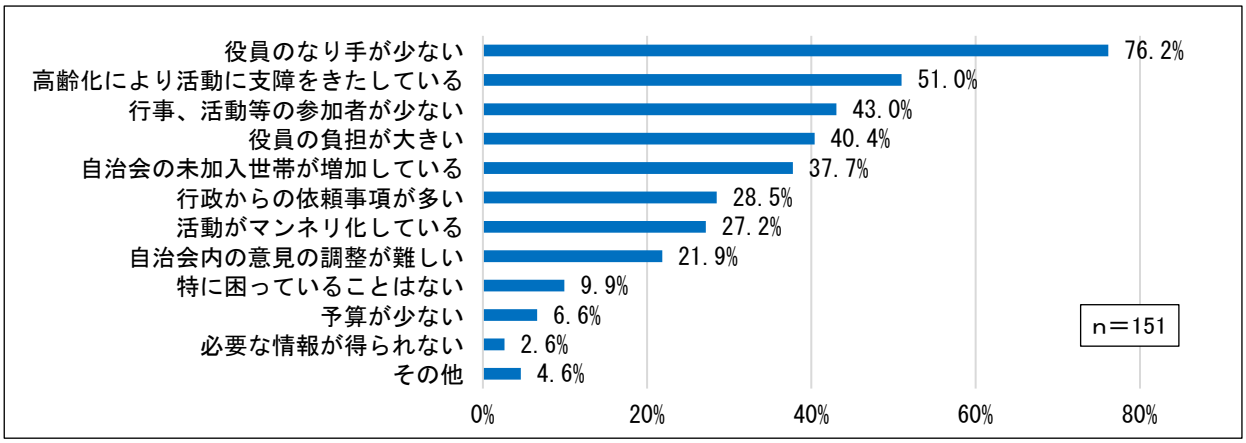
こうした状況は、地域住民で構成される様々な団体や制度ボランティアにも当てはまるものですが、一方で、地域住民の有志による新たな取組が活性化するなどの動きがあります。

地縁団体の活動を活性化していくためには、その活動情報を積極的に広報して地域住民の理解促進と意識向上を図るとともに、担い手不足の対応として、組織の運営維持に関する検討を行い、多様な団体が連携してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

≪自治会加入率の推移≫



≪自治会運営の課題≫



（令和4年度 自治会に関するアンケート調査）

（３）市民活動団体等における現状と課題

令和４年度に実施した「協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査」においても、他の地域コミュニティと同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として思うように活動できていないことや、会員の高齢化、後継者不足を課題と捉えている団体が大勢を占めています。

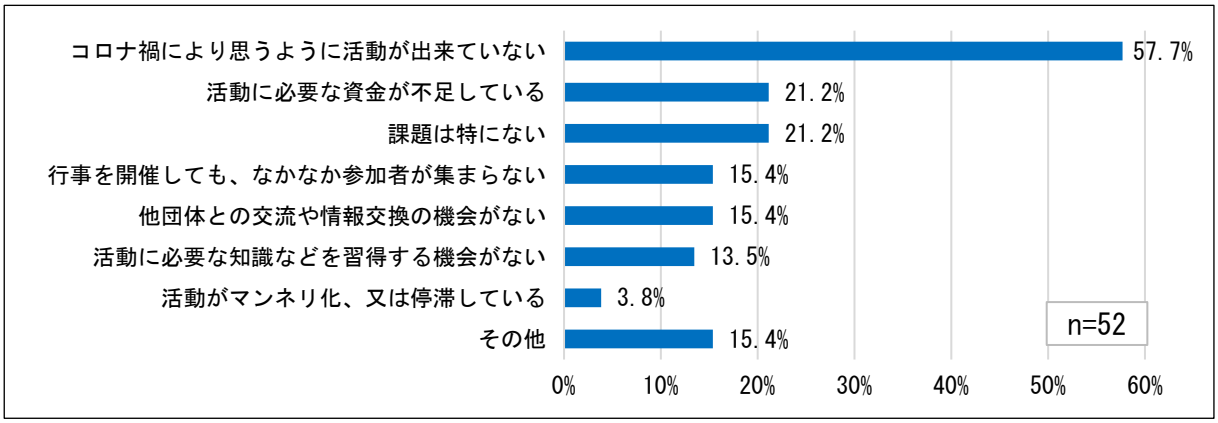
また、７０％近くの団体が他団体との協働に関心を持っており、市に対しても「活動費用助成の充実」や「事業を気軽に提案できる仕組み」、「相談体制・情報提供体制の充実化」といった支援が求められていることから、今後対応していく必要があります。

同じく、令和４年に実施した「協働のまちづくりに関する事業者アンケート調査」の結果からは、事業者においては協働の考え方の浸透が十分ではありませんが、地縁団体等との「地域の祭りやイベントへの協力」や「環境美化に関する活動」等の社会貢献活動（ＣＲＳ活動）を行っており、さらには他団体、特に行政との協働についての関心を示す事業者も多いことから、今後は事業者との協働のまちづくりも推進し、事業者への情報提供や他団体とのコーディネートについて行っていく必要があります。

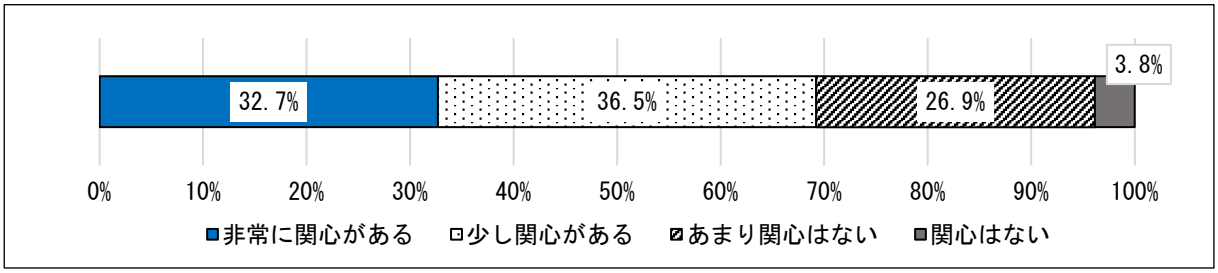
≪市民活動団体の状況≫

項目＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内ＮＰＯ法人数（4月1日現在）	16	17	16	18	17	19	20	22	21
協働事業提案制度提案件数	4	3	5	7	5	3	2	4	4

≪活動上の問題≫



≪今後の他団体との協働への関心≫



（令和4年度　協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査）

（４）地域コミュニティ活動推進にあたっての環境整備への対応

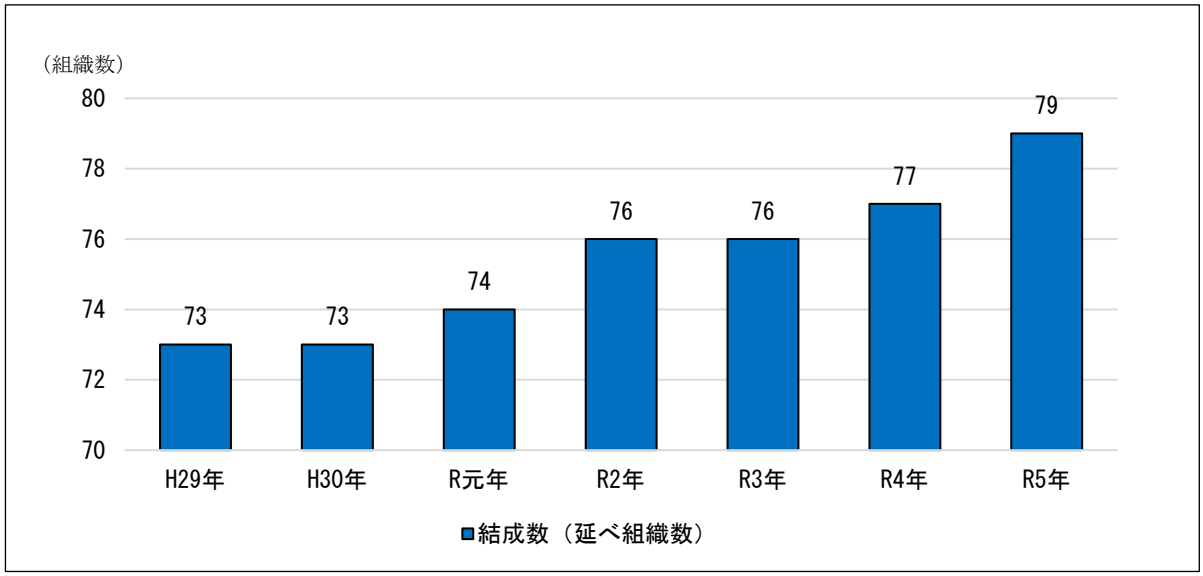
地域コミュニティにおける活動として、自治会加入率は低下しているものの、自主防災組織の結成数は増加傾向にあり、近年多発する自然災害に備えた活動は活発化しています。

また、高齢者の移動手段の確保や環境美化に関する取組を実施している地縁団体等もあり、それぞれの地域コミュニティにおいて地域住民のために必要と考える取組はコロナ渦にあっても行われていた状況にありました。

さらに、長浦地区においては、地域まちづくり協議会が設立され、地区の課題や情報等を地域で共有するための広報活動、地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施に関することを行っており、構成する各団体間においても情報共有や連携した取組がなされています。

このように、地域コミュニティを構成する各団体や地域まちづくり協議会において取組が行われる中、市として協働のまちづくりを推進していくため、その活動拠点として設置する交流センターにおいて、その活動についての側面的な支援を行うとともに、団体間の交流や連携が図られるよう取組を推進していく必要があります。

≪自主防災組織の設立数≫



（自主防災組織一覧）

第４章　計画の推進方針

１　基本的な方針

条例第１条に定める目的と第３条に定める３つの基本理念を実現するため、第１次計画の取組状況及び各種アンケート調査の結果に基づく課題解決のための施策や社会動向を踏まえ、推進項目に沿って施策の方向性に位置付ける取組を進め、協働のまちづくりを計画的に推進します。

２　目指すまちづくり（条例第１条）

『地域コミュニティの活性化と協働の推進を図り、

活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち』

を目指します。

≪参考≫ 条例前文（抜粋）

社会は、時代とともに常に変化しています。私たちの暮らしは物質的に豊かになりましたが、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれて、地域における人と人とのつながりが薄れ、私たち市民のニーズは一層複雑に、そして多様になりました。

私たちのまちづくりの在り方も、こうした変化に対応していくことが求められます。

地域社会が様々な課題を抱える中で、誰もが住みやすいまちをつくるためには、私たちみんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があります。そして、市民、地域コミュニティと市がまちづくりの目標に向けて協働していくことで、袖ケ浦市の持ち味を活かした、私たちの想いに沿ったまちづくりが進められると考えます。

私たちは、まちづくりを自らの手で進めることによって、子どもからお年寄りまでいきいきと輝き、ふれあい、支え合う住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

３　計画の基本理念（条例第３条）

本計画の推進にあたり、基本理念を次のとおりとします。

（１）市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

協働によるまちづくりを推進するには、地域コミュニティの活性化が重要であり、そのためには、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が基本になります。

このため、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

（２）地域コミュニティの活動と連携を促進します。

少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化などにより、市民ニーズは複雑化・多様化しています。一方で、地域コミュニティの活力は、担い手不足などにより低下する傾向にあります。地域コミュニティのそれぞれの団体は、地域の課題を解決するために様々な活動を行っていますが、個々の団体だけでは対応できる範囲が限られてきます。

このため、地域コミュニティの多様な団体が、それぞれができることを持ち寄り連携して取り組むことで、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていきます。

（３）地域コミュニティと市の協働を推進します。

市民ニーズが複雑化・多様化していることに伴い、地域コミュニティだけ、あるいは市だけでは解決することが難しい地域の課題が増加しています。こうした地域の課題を解決するには、協働を一層推進していくことが必要になります。

協働にあたっては、地域コミュニティと市が互いの特性や立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働によるまちづくりを進めていきます。

第５章　計画の推進項目と体系

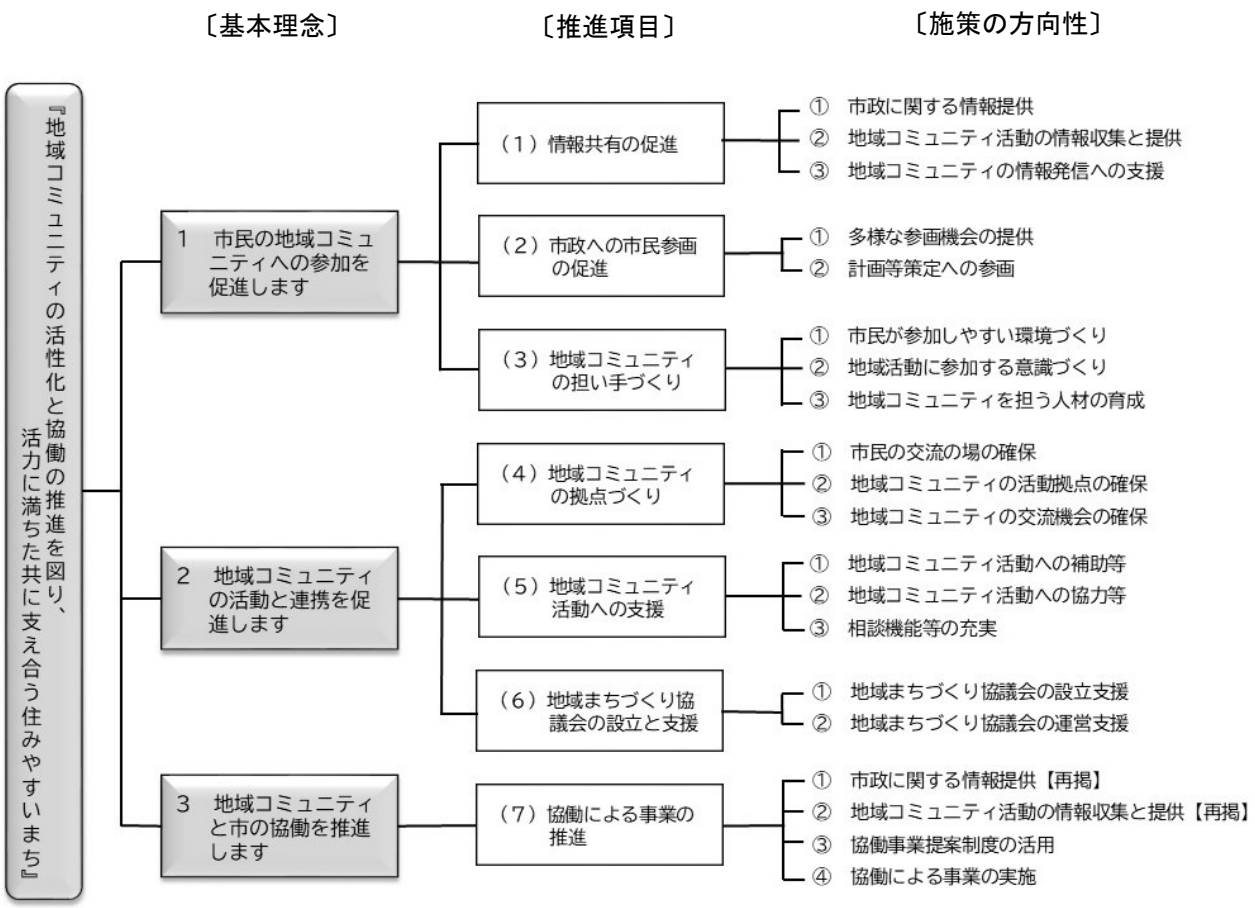
１　推進項目

本計画の基本理念、条例に定める協働のまちづくりを推進する仕組み、本市における現状や課題等を踏まえ、次のとおり７つの推進項目を設定して推進します。

また、各推進項目に施策の方向性を設けることで、体系的に取組を進めていきます。

（１）情報共有の促進（条例第９条）
（２）市政への市民参画の促進（条例第１０条）
（３）地域コミュニティの担い手づくり（条例第１１条）
（４）地域コミュニティの拠点づくり（条例第１２条）
（５）地域コミュニティ活動への支援（条例第１３条）
（６）地域まちづくり協議会の設立と支援（条例第１５条）
（７）協働による事業の推進（条例第１４条）

２　計画の体系



３　成果指標の設定

本計画では、３つの基本理念に対して、成果指標と目標値を設定し、その達成に向けて、効果的な取組を展開するとともに、計画全体の進行管理や評価にあたっての客観的な基準とします。

また、計画に登載する各取組についても、活動の指標を別途設定することで、それぞれの取組の活動状況や結果を客観的に把握し、検証できるようにします。

≪指標一覧≫

【基本理念１】市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

指　標　名　称	現状値 （年度）	目標値 （年度）	備　　考
市の広報・広聴活動が適切に行われていると感じる市民の割合	67.3% (R5)	70.0% (R13)	まちづくりアンケート
まちづくりに関心のある市民の割合	71.2% (R5)	72.0% (R13)	まちづくりアンケート
地域活動に参加している（したことがある）市民の割合	56.0% (R5)	64.0% (R13)	まちづくりアンケート

【基本理念２】地域コミュニティの活動と連携を促進します。

指　標　名　称	現状値 （年度）	目標値 （年度）	備　　考
自治会加入率	56.7% (R5)	66.0% (R13)	加入世帯数÷常住世帯数 （４月１日現在）
地域まちづくり協議会の組織数	1 組織 (R5)	5 組織 (R13)	認定協議会（*）の組織数

（* 認定協議会:概ね小学校又は中学校の学区を活動の区域とする協議会で、市長の認定を受けたもの。）

【基本理念３】地域コミュニティと市の協働を推進します。

指　標　名　称	現状値 （年度）	目標値 （年度）	備　　考
協働事業提案制度の提案件数	4 件 (R4)	6 件 (R13)	年間の提案件数
地域コミュニティ又は行政等と協働したことがある団体の割合	53.8% (R4)	65.0% (R13)	市民活動団体アンケート

4　施策の方向性

基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

（１）情報共有の促進

①　市政に関する情報提供

・　市民の市政への参画を促進し、地域コミュニティと市の協働を推進する前提として、市の施策や取組内容、課題等の情報を多様な手法・媒体により提供することで情報の共有を図ります。

②　地域コミュニティ活動の情報収集と提供

・　市民の地域コミュニティへの参加と地域コミュニティ相互の連携を促進するため、地域コミュニティ活動に関する情報を収集し、その情報を市民と地域コミュニティに提供します。

③　地域コミュニティの情報発信への支援

・　地域コミュニティの活動情報を分野別に集約して発信するなど、容易に検索・入手できるようにすることで、地域コミュニティによる情報発信を支援します。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・　地域の活動やイベント等への関心の高まり ・　地域コミュニティの活動情報や募集情報等の収集 ・　市政情報や地域の情報を広報紙・市ホームページ等で収集
地域コミュニティ	・　自らの活動情報や募集情報等の積極的な発信・提供 ・　地域における情報や課題、市政情報の収集 ・　地域コミュニティ相互や市との情報交換・共有



市民の意見を広く聴くため、市長が直接意見交換
【市長と一緒にティータイム】



地域コミュニティの活動や募集情報などを発信
【市民活動サポートセンター「そでのわ」】

≪取組≫

①市政に関する情報提供

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">広報紙・ホームページの充実</td><td colspan="9">市からの情報発信をより効果的に行うため、広報紙やホームページ・ＳＮＳ等の更なる充実に向けて、継続的に取組を実施します。</td><td>シティプロモーション推進課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民、地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">市長と一緒にティータイムの開催</td><td colspan="9">市政やまちづくりに関して、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループと市長が意見交換を行い、市民参加のまちづくりを推進します。</td><td>政策秘書課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民、地縁団体、市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」の運営</td><td colspan="9">シティプロモーション特設サイトにて、「暮らし」「はたらく」「子育て・教育」の分野において、市内で活躍する「そでがうらアンバサダー」が袖ケ浦の魅力を語るインタビュー記事を掲載し、定住促進や交流人口の増加を図ります。また、市民が直接情報発信に関わることでわがまちへの愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につなげます。</td><td>シティプロモーション推進課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">事業者との協働による市政情報等の提供</td><td colspan="9">市と事業者の協働により、民間資金等を活用して市政情報や地域情報に関するガイドブック・マップ等を発行することで、市民生活に役立つ情報などを提供します。</td><td>シティプロモーション推進課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>事業者</td></tr>
</table>

②地域コミュニティ活動の情報収集と提供

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
5	協働のまちづくりの事例収集と提供	市民の地域コミュニティへの参加や、地域コミュニティが連携するきっかけづくりとするため、市内における地域コミュニティの活動事例を収集し、市ホームページへの掲載などにより事例を紹介する機会を設けます。								地域コミュニティ課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
											市民、地縁団体、市民活動団体、事業者
			収集事例の周知・活用 →								

③地域コミュニティの情報発信への支援

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
6	市民活動サポートセンター「そでのわ」による情報発信（令和８年度から事業変更）	市民活動サポートセンター「そでのわ」にて、地域の課題解決に向けた取組を行う市民活動団体を支援するとともに、市ホームページの市民活動サポートセンター特設サイトにおいて、市民活動に関する情報提供はじめ、市民活動団体の紹介や活動内容などの情報発信を行います。								地域コミュニティ課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
											地縁団体、市民活動団体
				周知・実施 →							

（２）市政への市民参画の促進

①　多様な参画機会の提供

・　市民の自主的かつ主体的なまちづくりへの参加を促進し、地域コミュニティとの協働を円滑に推進していくため、市の施策等を推進するにあたり、多様な参画の機会を設けるように努めます。

②　計画等策定への参画

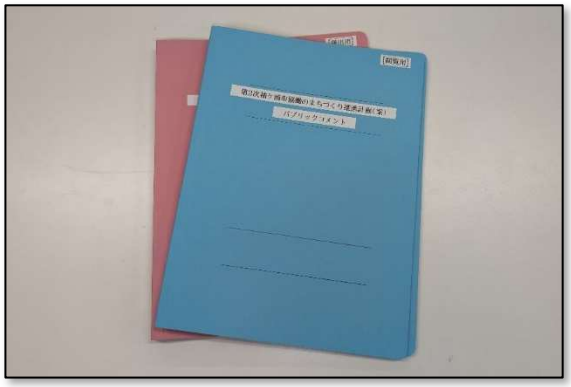
・　まちづくりに関する基本的な構想や計画の策定にあたり、市民参画の機会を設けることで、市民の意見や地域の特性等を計画等に適切に反映させるものとします。

≪取組により期待される役割≫

市　民 地域コミュニティ	・ 市の施策や事業等への関心の高まり ・ 市政への参画制度や機会を活用し、自らの知識や経験、地域の特性や課題等を市の施策や事業の企画立案への活用（パブリックコメント手続、審議会等への参加、ワークショップ、説明会・意見交換会、市民の声制度等）



市の施策を推進するため、市民向け説明会の実施
【認定こども園整備に向けた説明会】



市民参画の機会を確保し、広く意見を募る
【パブリックコメント手続】

≪取組≫

①多様な参画機会の提供

No.	取組名称	取組概要	担当課等
7	多様な参画機会の提供	市の施策や事業を実施するにあたり、説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケート調査等の多様な参画の機会を市民等へ提供することで、市政への参画と理解の促進を図ります。	地域コミュニティ課
		工程：R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 ／ 周知・実施	主な相手先：市民、地縁団体、市民活動団体、事業者

②計画等策定への参画

No.	取組名称	取組概要	担当課等
8	パブリックコメント手続の活用	市民参画の機会を確保し、公平性の確保と透明性の向上を図り、市民協働による開かれた市政を推進するため、まちづくりに関する基本的な構想や計画等の策定にあたり、パブリックコメント手続を適正に実施します。	計画推進課
		工程：R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 ／ 周知・実施	主な相手先：市民
9	審議会等への市民公募委員の促進	市の施策等に市民の意見を適切に反映させるため、審議会等への市民公募委員の参加を促進します。	職員課
		工程：R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 ／ 周知・実施	主な相手先：市民
10	審議会等への地域コミュニティの参加促進	市の施策等に地域の課題や情報等を適切に反映させるため、自治会など地縁団体の審議会等への参加を促進します。また、市民活動団体や事業者の参加により、その専門的な知識や経験の積極的な活用を図ります。	地域コミュニティ課
		工程：R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 ／ 周知・実施	主な相手先：地縁団体、市民活動団体、事業者

（３）地域コミュニティの担い手づくり

①　市民が参加しやすい環境づくり

・　協働のまちづくりについてわかりやすく解説するなど、市民が地域コミュニティに参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。

・　地域コミュニティの活動中に負傷した際の補償制度や市職員の協働に関する研修の実施等により、市民が安心して活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

②　地域活動に参加する意識づくり

・　地域コミュニティの活動状況や地域が抱える課題について周知するなど、市民の地域コミュニティ活動への理解促進を図ります。また、参加意識を高めるため、市民を対象にした学習や体験の機会づくりに取り組みます。

③　地域コミュニティを担う人材の育成

・　地域コミュニティの連携・協力と地域の主体的なまちづくりを促進するため、その牽引役となる人材や地域コミュニティの担い手となる人材の発掘と育成に取り組みます。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・ 地域コミュニティへの理解を深め、地域の活動への積極的な参加 ・ 各種講座やセミナー、学習会等に参加し、その成果を地域の活動へ活用
地域コミュニティ	・ 市民への学習や体験の機会提供とともに、市民が気軽に活動に参加できる機会の増加による人材の発掘や担い手の確保への取組 ・ 各種講座やセミナー等を活用した構成員の育成への取組



子育てを地域で助け合う相互援助活動
【ファミリーサポートセンター事業】



地域の力を活用した学校支援
【学校支援ボランティア】

≪取組≫

①市民が参加しやすい環境づくり

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
11	市民総合賠償補償保険制度の運用	地域活動に安心して参加できるようにするため、社会奉仕活動中の事故により負傷等した場合に、総合災害補償要綱により見舞金を支給します。								総務課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			周知・実施								市民
12	ファミリーサポートセンター事業の運用	安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指して、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）がファミリーサポートセンターの会員になり、地域で助け合う有償の相互援助活動を行います。								子育て支援課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			周知・実施								市民
13	介護支援ボランティア事業（介護支援しあわせポイント）の運用	高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進するため、市内在住の６５歳以上の方が介護支援ボランティアとして市に登録し、市の指定を受けた事業所でボランティア活動を行うことで、寄付や商品券への交換ができるポイントを付与します。								高齢者支援課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			周知・実施								市民、事業者
14	学校支援ボランティアの活用	実践的教育のため地域に開かれた学校を目指し、地域の人材や民間の力を活用した学校支援ボランティアを充実させます。また、地域ぐるみで学校を支援する体制を構築することで、学校の教育力の向上と教育内容の充実を図ります。								学校教育課	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			周知・実施								市民、地縁団体、市民活動団体、事業者

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">総合型地域スポーツクラブの活性化</td><td colspan="9">地域スポーツを促進し、市民が参加しやすいスポーツの機会を拡充するため、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が中心となり各種スポーツ大会等を開催します。また、市内各総合型地域スポーツクラブがＰＲ活動等を積極的に行うことで、市内５クラブの入会者数の増加を図ります。</td><td rowspan="2">スポーツ振興課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="9">周知・実施</td><td>総合型地域スポーツクラブ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">16</td><td rowspan="3">消防団協力事業所表示制度の運用</td><td colspan="9">消防団員の確保のため、消防団に積極的に協力している事業所に対して表示証を交付するとともに、地域における社会貢献を評価する消防団協力事業所表示制度の周知を図ります。</td><td rowspan="2">消防本部総務課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="9">周知・実施</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">17</td><td rowspan="3">市職員の協働研修の実施</td><td colspan="9">研修を通じて協働に関する理解を深めるため、必要な知識や技能を習得させることで、地域コミュニティとの協働による事業に積極的に取り組むことができる市職員の育成を図ります。</td><td rowspan="2">職員課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="9">実施</td><td>職員</td></tr>
</table>

②地域活動に参加する意識づくり

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">18</td><td rowspan="3">各種講座等の連携促進</td><td colspan="9">地域活動の担い手等の育成を効率的・効果的に進めるため、各担当部署における講座等の実施計画を取りまとめ共有することで、講座間の連携を図ります。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">検討・実施</td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">19</td><td rowspan="3">【新規】地域まちづくり協議会等の取組への参加促進</td><td colspan="9">地域活動の活性化や担い手等の育成を図るため、地域まちづくり協議会等の地域で活動する団体の活動を周知し、地域活動への参加を促します。</td><td>地域コミュニティ課、交流センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、地縁団体、市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">20</td><td rowspan="3">職員出前講座の実施</td><td colspan="9">市民への学習機会の提供や市政に関する理解を深めるため、市民団体・グループが希望する場所に市職員が出向いて講座を開き、生涯学習のまちづくりを推進します。</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、地縁団体、市民活動団体</td></tr>
</table>

③地域コミュニティを担う人材の育成

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">21</td><td rowspan="3">まちづくり講座の開催</td><td colspan="9">地域活動の牽引役となる人材を育成するため、会議のファシリテーション、企画・チラシの作り方等実践的なスキルを習得する講座を開催します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">22</td><td rowspan="3">成人教育推進事業（令和８年度から事業変更）</td><td colspan="9">市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実や、受講者が自主的な学習活動を展開できるよう、市民ニーズや地域の特性に応じた講座を開催します。また、地域課題に学びの成果を活かす人材の育成に取り組みます。</td><td>公民館</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">23</td><td rowspan="3">災害対策コーディネーター養成講座の開催</td><td colspan="9">「共助」の取組支援の一環として、平時は自主的に地域活動に参加して防災知識の普及や意識の向上に努め、災害時には自主防災組織、ボランティア等と連携・協力して、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担う人材を養成します。</td><td>防災安全課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、災害対策コーディネーター連絡会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">24</td><td rowspan="3">普通救命講習会（警防活動運営事業）の開催</td><td colspan="9">市民等に対する正しい応急手当等の知識と技術の普及啓発活動を効果的に実施することで、一人でも多くの心停止傷病者が社会復帰に至るよう、市民等に対して最新の講習を行います。</td><td>中央消防署</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">25</td><td rowspan="3">はつらつシニアサポーターの養成・活動支援</td><td colspan="9">地域における介護予防の取組を住民主体で継続する必要性を理解して側方支援を行ってもらうため、サポーター養成講座の開催や、自主的活動の促進としてスキルアップとなる研修を開催します。また、養成したサポーターの意向を確認し、新規開設団体の支援を行ってもらうなど活動に向けたマッチングを行います。</td><td>高齢者支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">26</td><td rowspan="3">認知症サポーター養成講座の開催</td><td colspan="9">認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を増やし、安心して暮らせる体制を作るため、認知症サポーター養成講座を開催します。また、講座の講師であるキャラバン・メイトと連携して、市民や市内事業者を対象に認知症サポーターの養成を推進します。</td><td>高齢者支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、事業者</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">27</td><td rowspan="3">認知症サポーターの自主的活動支援（ステップアップ講座）の開催</td><td colspan="9">認知症サポーターが自分のできる範囲で認知症の人や家族の支援ができるよう、認知症に関して更なる知識を習得するためのステップアップ講座を開催します。また、認知症サポーターの新たな活躍の場について検討を行い、サポーターの自主的活動に向けた体制づくりを行います。</td><td rowspan="3">高齢者支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">28</td><td rowspan="3">図書館ボランティアの養成と活動推進</td><td colspan="9">図書館の読書普及事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、市民との協働による図書館運営を目指し、事業の充実と利用の拡大を図ります。また、人材育成のために、既存ボランティアのスキルアップ講座等を行います。</td><td rowspan="3">中央図書館</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">29</td><td rowspan="3">市民学芸員協働事業の実施</td><td colspan="9">個人がこれまでの人生で培った特技や個性、興味関心を持ち寄り、博物館活動を通して自己実現をしていく中で、更なる人間的成長と社会参加・世代間交流を促進するため、博物館のボランティアである市民学芸員を育成し、各種事業や企画・調査研究等を協働で実施します。</td><td rowspan="3">郷土博物館</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">30</td><td rowspan="3">【新規登載】山野貝塚ボランティアの活動推進</td><td colspan="9">市民との協働により、国史跡山野貝塚の維持管理や研究を進め、活用を促進する活動を行います。また、蓄積した地域資料と情報・人材を活用し、地域交流・世代間交流の拠点を目指すとともに、後世に伝える活動を推進します。</td><td rowspan="3">生涯学習課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">31</td><td rowspan="4">【新規登載】
生涯学習ボランティアの活用推進</td><td colspan="9">地域の人材をボランティアとして養成し、社会教育機関等の主催事業での活用を図ることで、行政と市民の連携・協働による事業展開を推進します。
※生涯学習ボランティア：ユースボランティア、保育ボランティア、アドバイザーバンク</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民</td></tr>
</table>



地域活動の牽引役となる人材を育成する講座の実施
【まちづくり講座】



地域住民とともに地域の課題解決に向けた講座の実施
【成人教育推進事業】



防災活動等を実践していく人材を育成する講座の実施
【災害対策コーディネーター養成講座】



ボランティアによる国史跡山野貝塚の史跡ガイド
【山野貝塚ボランティア】

基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します。

（４）地域コミュニティの拠点づくり

①　市民の交流の場の確保

・　地域における人と人とのつながりを強くし、多様な地域コミュニティの交流や活動を促進するため、市民が自由に交流できる場所づくりに取り組みます。

②　地域コミュニティの活動拠点の確保

・　地域コミュニティ活動の活性化を促進するため、交流センターにおいてその活動を支援するとともに、自治会集会施設の建設・修繕に対する補助や公共施設の活用等により、地域コミュニティが活動するための場所づくりに取り組みます。

③　地域コミュニティの交流機会の確保

・　地域コミュニティがお互いの活動情報等を交換し、連携・協力によるまちづくりを促進するため、多様な地域コミュニティが集まる場や機会づくりに取り組みます。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・　市民が集まり交流する場やイベント等への積極的な参加 ・　公共施設や自治会集会施設、民間施設等を活用した、市民が集まり交流する機会の創出
地域コミュニティ	・　公共施設や民間施設の利用も含めて活動拠点の確保への取組や、自治会集会施設等を有効活用できるように適切な維持管理 ・　地域コミュニティが集まり交流する場等に積極的に参加し、団体間のつながりを強化



庁舎を気軽に利用できる交流スペースの設置
【市民交流スペース完成写真】



市民活動団体等が情報交換や交流する機会の確保
【まちづくり交流会】

≪取組≫

①市民の交流の場の確保

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">32</td><td rowspan="3">市民交流スペースの設置・活用</td><td colspan="9">市民や市民活動団体等が互いに交流できるよう、庁舎を気軽に利用でき、交流を図ることができるスペースを設置し、その活用を促進します。</td><td>管財契約課・地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>設置</td><td colspan="8">活用</td><td>市民、地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">33</td><td rowspan="3">子育て交流拠点の提供</td><td colspan="9">「そでがうらこども館」において、子育て中の親子等が気軽に集えるよう、自由に交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行う地域子育て支援拠点事業を実施します。また、多目的室等を活用し、子育て関連団体などと連携した講座・イベントを開催します。</td><td rowspan="3">保育幼稚園課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td colspan="8"></td><td>市民、市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">34</td><td rowspan="3">袖ケ浦いきいき百歳体操の取組拡大</td><td colspan="9">筋力の維持向上といった身体面での効果だけではなく、他者との交流の場の確保による社会性の維持・向上、更には地域づくりにつなげるため、地域において介護予防の取組を継続して実施できるように支援します。</td><td rowspan="3">高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td colspan="8"></td><td>市民、地縁団体</td></tr>
</table>

②地域コミュニティの活動拠点の確保

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">35</td><td rowspan="3">【新規】
交流センターの管理・運営</td><td colspan="9">交流センターを地域のまちづくりの拠点として機能させ、市民や地縁団体等において更なる利用が図られるよう、利用者の意見を伺い、必要な機能を充実させるよう努めるとともに、施設の管理・運営を適切に行います。</td><td rowspan="2">交流センター・地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民、地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">36</td><td rowspan="3">区等集会施設の建設等への補助</td><td colspan="9">区等集会施設の計画的な整備や改修、修繕等の実施を支援するため、必要な経費に対して補助金を交付します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自治会</td></tr>
</table>

③地域コミュニティの交流機会の確保

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">37</td><td rowspan="3">市民活動交流会の開催</td><td colspan="9">市民活動団体等がお互いの活動内容や情報などを交換し、また、地域活動に興味のある市民等が各団体と交流する場を設けることで、連携してまちづくりに取り組むきっかけづくりを行います。</td><td rowspan="2">地域コミュニティ課、交流センター</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">38</td><td rowspan="3">【新規】
交流センターにおける地域活動の支援</td><td colspan="9">交流センターを活動拠点とする地縁団体や市民活動団体等が活動を推進できるよう、各地区の交流センターにおいて、活動状況やニーズを把握するとともに、情報の提供や協力等を行い、地域コミュニティの活性化を図ります。</td><td rowspan="2">交流センター</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>市民、地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
</table>

（５）地域コミュニティ活動への支援

①　地域コミュニティ活動への補助等

・　地域の活性化や課題解決の取組を促進するため、地域コミュニティ活動に対して情報提供や適切に補助を行います。

・　国や県、関係機関などの助成制度等についての情報収集と提供を行います。

②　地域コミュニティ活動への協力等

・　地域の活性化や課題解決の取組を促進するため、資器材の貸与や講師の派遣、広報紙への掲載などにより、地域コミュニティ活動に対する事業協力等を行います。

③　相談機能等の充実

・　市民や地域コミュニティからの相談等に対して、適切な助言や解決に向けた支援ができるよう、相談体制やコーディネート機能の充実等を図ります。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・　地域コミュニティに積極的に参加し、地域の活動を活性化
地域コミュニティ	・　各種の支援制度等を活用しながら、まちづくりへの主体的な取組 ・　地縁団体・市民活動団体・事業者における、それぞれの特性を活かした連携・協力によるまちづくりへの取組



地域の活性化や地域住民が交流するイベントの開催
【地域活性化推進事業】



地区の子供を対象としたデイキャンプの実施
【地区住民会議の活動】

≪取組≫

①地域コミュニティ活動への補助等

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">地域活性化推進事業への補助</td><td colspan="9">地区自治連絡会を主体として、より広域的な地域課題への取組や地域住民の交流・地域活性化イベントなどの実施を促進するため、地域活性化推進事業補助金を交付します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地区自治連絡会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">~~40~~</td><td rowspan="3">~~地域支え合い活動支援事業への補助~~（令和６年度に事業終了）</td><td colspan="9">~~高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保し、社会参加活動の推進を図るため、地域住民が主体となって実施している地域支え合い活動支援事業を支援します。また、外出支援数の増加を図るため、取組を行っている団体と連携して事業の周知を行います。~~</td><td>~~高齢者支援課・都市計画課~~</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>~~地縁団体、市民活動団体~~</td></tr>
<tr><td rowspan="3">41</td><td rowspan="3">介護予防活動団体への補助</td><td colspan="9">袖ケ浦いきいき百歳体操等を行う住民主体の介護予防活動団体に対して、円滑な活動とその継続を支援するため、必要な経費に対して支援を行います。</td><td>高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知･実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地縁団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">42</td><td rowspan="3">ボランティアセンター（社会福祉協議会）への補助</td><td colspan="9">袖ケ浦市社会福祉協議会にあるボランティアセンターを支援することで、ボランティアセンター機能の充実を図るため、ボランティアの育成と支援を通して活動の活性化を図ります。</td><td>地域福祉課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>袖ケ浦市社会福祉協議会</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">43</td><td rowspan="3">【新規登載】
子ども食堂への補助</td><td colspan="9">子ども、保護者、地域住民の居場所づくりのため、地域の子ども及びその保護者等が食事を取りながら相互に交流を行い、地域で見守る拠点として食堂を運営する市民活動団体等に対し、補助金を交付します。</td><td>地域福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">実施</td><td>市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">44</td><td rowspan="3">サロン実施（社会福祉協議会）への補助</td><td colspan="9">袖ケ浦市社会福祉協議会によるサロン実施を支援し、世代間交流・地域内交流の場、高齢者・子育て中の親子等が孤立しないように集える場、また、地域の特徴に応じた交流の場づくりを行うことで、住民・ボランティア等のつながりや地域に合わせた活動の実施を促進します。</td><td>地域福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>袖ケ浦市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">45</td><td rowspan="3">各種助成制度の情報提供</td><td colspan="9">市が設ける補助金制度のほか、地域コミュニティが民間の助成制度等を有効に活用し、活動資金を確保できるようにするため、各種助成制度等の情報を収集して、市ホームページや窓口等において情報提供を行います。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">情報収集・周知</td><td>地縁団体、市民活動団体</td></tr>
</table>

②地域コミュニティ活動への協力等

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">46</td><td rowspan="3">自治会運営への支援</td><td colspan="9">地域住民の交流や住みやすい地域づくりを担う自治会の活動を活性化するため、活動事例等を市ホームページや広報紙に掲載するなど、自治会への理解と加入促進を図ります。また、自治会役員等の負担軽減を図るとともに、効率的な自治会運営が行われるよう事例等を参考に検討します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">自治会加入促進・活動事例紹介・自治会負担軽減検討</td><td>市民、自治会</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">47</td><td rowspan="3">地区住民会議への支援</td><td colspan="9">地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域の連携を深め、未来を担う青少年の健全育成に努める地区住民会議の活動を充実させるため、ともに活動し支援を行います。また、地域のまちづくりへの取組につなげるため、構成団体との連携・協力を深め人材確保を図ります。</td><td>交流センター・公民館</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>地区住民会議</td></tr>
<tr><td rowspan="3">48</td><td rowspan="3">生活支援体制整備事業</td><td colspan="9">住民等の多様な主体が参画し、生活支援に対する多様なサービスを実施することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施します。</td><td>高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td>地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">49</td><td rowspan="3">自主防犯組織の結成と活動支援</td><td colspan="9">「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防犯力を向上するため、自主防犯組織の結成を促進するとともに、防犯装備品の貸与を行うなどの支援を行います。</td><td>防災安全課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td>自主防犯組織</td></tr>
<tr><td rowspan="3">50</td><td rowspan="3">自主防災組織の結成と活動支援</td><td colspan="9">「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防災力を向上するため、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災資機材の貸与や防災訓練の指導などにより充実・拡充を図ります。</td><td>防災安全課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施</td><td>自主防災組織</td></tr>
</table>

③相談機能等の充実

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">51</td><td rowspan="4">市民活動サポートセンターの設置・運営</td><td colspan="9">地域コミュニティと市による協働のまちづくりを推進するため、新たに設置する市民活動サポートセンターにおいて、市民や地域コミュニティに対しアドバイスやコーディネートを行い、その活動を支援します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>設置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">市民、地縁団体、市民活動団体</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">運営</td></tr>
</table>



警察と連携した防犯パトロールの実施
【自主防犯組織の活動】



住民主体の介護予防活動団体への補助
【袖ケ浦いきいき百歳体操】

（６）地域まちづくり協議会の設立と支援

①　地域まちづくり協議会の設立支援

・　地域住民や地縁団体、市民活動団体、事業者で構成する地域まちづくり協議会の設立により、地域コミュニティ相互の情報交換や連携・協力を促進し、複雑化・多様化する市民ニーズに対して効率的かつ効果的に地域のまちづくりを進めます。

・　地域住民や地域コミュニティが地域まちづくり協議会を設立するにあたり、準備組織の結成や設立に要する費用等に対して支援することで、市内各地区における協議会の設立を促進します。

②　地域まちづくり協議会の運営支援

・　地域まちづくり協議会に対して、活動場所の提供や事務的な補助、相談業務等の協力を行うことで、協議会の円滑な運営を支援します。

・　地域まちづくり協議会が実施する事業に対して補助金を交付するなど、地域の特性を活かした、主体的なまちづくりが進められるように支援します。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・　地域まちづくり協議会への理解を深め、その活動への積極的な参加
地域コミュニティ	・　地域まちづくり協議会を設立し、地域の多様な団体が連携・協力してまちづくりを推進。また、地縁団体・市民活動団体・事業者は、積極的に協議会に参加 ・　住民への地域まちづくり協議会における活動内容の積極的な広報



地域まちづくり協議会の設立に向けた検討
【地域まちづくり協議会設立準備会】



長浦地区合同祭礼の開催
【地域まちづくり協議会が連携したイベント】

≪取組≫

①地域まちづくり協議会の設立支援

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
52	地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の設立を支援するため、未組織の地区において地区座談会を開催するなどきっかけづくりをするとともに、活動事例を紹介するなど協議会への理解を促進します。また、協議会が設立されるまでに必要な事務手続等に対する支援を行います。								地域コミュニティ課・交流センター	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			実施								地縁団体

②地域まちづくり協議会の運営支援

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
53	地域まちづくり協議会の運営支援	地域まちづくり協議会の円滑な運営と市との連携体制を確保するため、各協議会との連絡調整や運営補助などを担当する市職員等を配置します。また、協議会の運営や事業の実施に対して、補助金を交付します。								地域コミュニティ課・交流センター	
		工程	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			実施								地域まちづくり協議会

基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します。

（７）協働による事業の推進

①　市政に関する情報提供【再掲】

・　市民の市政への参画を促進し、地域コミュニティと市の協働を推進する前提として、市の施策や取組状況、課題などの情報を多様な手法・媒体により提供することで情報の共有を図ります。

②　地域コミュニティ活動の情報収集と提供【再掲】

・　協働による事業を円滑に実施するため、市内で行われている地域コミュニティの活動等について情報の把握に努めます。

③　協働事業提案制度の活用

・　協働事業提案制度について、制度の活性化を促進するため、周知広報の充実やより利用しやすい制度に向けて随時見直し・改善を図ります。

・　地域コミュニティの特性などを活かし、地域の実情に合った事業を実施するため、テーマ設定型（市がテーマを設定して協働事業を募集）の積極的な活用を図ります。

④　協働による事業の実施

・　市の各施策分野における計画や実施事業の企画立案などにあたって、地域コミュニティとの協働の可能性を考慮するものとします。

・　協働事業提案制度によるもののほか、地域コミュニティとの協働を推進する仕組みづくりに取り組みます。

≪取組により期待される役割≫

市　民	・ 地域コミュニティへの参加を通じた、市との協働事業への取組
地域コミュニティ	・ 柔軟な発想や専門的な知識・経験等を活かした企画立案 ・ 協働事業提案制度の活用等による事業の実施や、市の協働を推進する制度・仕組みを積極的に活用した市との協働による事業の実施

≪取組≫

①市政に関する情報提供【再掲】

No.	取組名称		取組概要	担当課等
1	再掲	広報紙・ホームページの充実	※　再掲のため、本計画書２６頁を参照のこと。	シティプロモーション推進課
2	再掲	市長と一緒にティータイムの開催		政策秘書課
3	再掲	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」の運営		シティプロモーション推進課
4	再掲	事業者との協働による市政情報等の提供		シティプロモーション推進課

②地域コミュニティ活動の情報収集と提供【再掲】

No.	取組名称		取組概要	担当課等
5	再掲	協働のまちづくりの事例収集と提供	※　再掲のため、本計画書２７頁を参照のこと。	地域コミュニティ課

③協働事業提案制度の活用

No.	取組名称	取組概要								担当課等	
54	協働事業提案制度の活用	複雑化・多様化している地域課題や市民ニーズに対応するため、市民活動団体等から事業を募る協働事業提案制度について、制度の周知を図ります。また、より活用しやすい制度とするよう、取組の拡充を検討します。								地域コミュニティ課	
		工程	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11	R12	R13	主な相手先
			周知（事例紹介等）・実施								地縁団体、市民活動団体、事業者

④協働による事業の実施

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">55</td><td rowspan="3">ガウラフォトクラブでの市の魅力発信</td><td colspan="9">「市民の目で見て感じた袖ケ浦の魅力」を写真に収め、市ホームページやＳＮＳを活用して、市内外に向けて発信することで、定住促進や交流人口の増加を図ります。また、市民が直接情報発信に関わることでわがまちへの愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につなげます。</td><td rowspan="3">シティプロモーション推進課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>周知・実施（市HP等掲載）</td><td>市民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">56</td><td rowspan="3">高齢者等見守りネットワーク事業（令和８年度から事業が拡大し事業名が変更）</td><td colspan="9">高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者や関係機関・団体等が日常の業務や活動の中で「さりげない見守り」を実施します。</td><td>地域福祉課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施・協力事業者等の拡大</td><td>地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">57</td><td rowspan="3">一人暮らし高齢者宅防火診断</td><td colspan="9">防火思想の普及と被害の軽減を図るため、関係機関と協力し、一人暮らしの高齢者に対し防火診断を実施します。</td><td>消防本部予防課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">58</td><td rowspan="3">在宅医療・介護連携推進事業</td><td colspan="9">医療と介護の両方が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、顔の見える関係の構築等、関係者間の連携の強化に向けた土台づくりや、在宅医療と介護の一体的な提供体制の整備を推進します。</td><td>高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>事業者</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">59</td><td rowspan="2">在住外国人の生活支援等の推進</td><td colspan="9">外国人が安心して暮らせるよう関係団体等と連携を図りながら、コミュニティ支援（学校・地域コミュニティ等）や生活支援（言語・相談・医療・防災等）に取り組むとともに、多文化共生に対する理解の促進と参加の仕組みづくりを推進します。</td><td>地域コミュニティ課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">60</td><td rowspan="2">まちの美化推進</td><td colspan="9">地域の環境美化を図るため、市内一斉清掃、臨海地区清掃、ポイ捨て防止啓発活動など、市民や事業者が参加する清掃や啓発活動を実施します。</td><td>環境管理課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">61</td><td rowspan="2">資源回収活動</td><td colspan="9">市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの減量化と資源化を促進し、循環型社会を構築するため、資源の回収活動を実施した自治会や団体等に対して助成金を交付します。また、活動団体を増やすため、広報等でＰＲを実施します。</td><td>廃棄物対策課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">62</td><td rowspan="2">景観まちづくり推進団体の認定</td><td colspan="9">多面的な景観まちづくりを推進するため、一定の要件を満たす市民団体を景観まちづくり推進団体として認定し、情報の提供、技術的な支援や助言などを行うとともに、活動内容を広く周知することで、団体同士の交流や連携を促進します。</td><td>都市計画課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td><td>R９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">63</td><td rowspan="3">違反広告物除却活動の推進団体制度の運用</td><td colspan="9">まちの良好な景観の形成と風致の維持を図るため、美観や通行の安全を阻害している道路上のはり紙、はり札、立看板等の違反広告物について、自発的に除却活動を行う団体を市が認定し、用具の貸与等の支援を行います。</td><td>都市計画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>地縁団体、市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">64</td><td rowspan="3">道路アダプトプログラムの運用</td><td colspan="9">道路愛護と協働のまちづくりを推進するため、道路の清掃や除草などを行う市民活動団体等に対し、草刈り機の燃料等を支給し、市民参加による道路の美化活動を支援します。</td><td>土木管理課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>地縁団体、市民活動団体、事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">65</td><td rowspan="3">公園の美化活動の推進</td><td colspan="9">身近な公共空間である公園と緑地の美化を推進し、市民意識の向上を図るとともに清潔で安全な公共空間を創出するため、市民と市、指定管理者が一体となって、公園の美化活動や緑化活動を推進します。</td><td>都市整備課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">周知・実施</td><td>市民、地縁団体、市民活動団体</td></tr>
<tr><td rowspan="3">66</td><td rowspan="3">多面的機能支払交付金事業</td><td colspan="9">農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等、地域資源の適切な保全管理を推進します。</td><td>農林振興課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="8">実施</td><td>地縁団体</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組名称</th><th colspan="9">取組概要</th><th>担当課等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">67</td><td rowspan="3">田園空間施設維持管理事業への補助</td><td colspan="9">市民に親しまれる景観の優れた道路となるよう、広域農道（フラワーライン）において地元区等が歩道路肩部への草花の植栽を行うなど、田園空間施設の維持管理活動を支援します。また、広域農道沿いの二級河川浮戸川（県管理）堤防の除草についても、地元区等により実施します。</td><td>農林振興課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="9">実施</td><td>自治会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">68</td><td rowspan="3">水と緑のさと「しいのもり」維持管理</td><td colspan="9">市民が身近な自然と触れ合える憩いの場を創出するため、水と緑のさと「しいのもり」の維持管理を、市民等のボランティアと協働して行います。</td><td>環境管理課</td></tr>
<tr><td>工程</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>主な相手先</td></tr>
<tr><td colspan="9">周知・実施</td><td>市民、事業者</td></tr>
</table>



市民目線の写真を通じた市の魅力発信
【ガウラフォトクラブ活動】



市民ボランティア等によるポイ捨て防止啓発活動
【まちの美化推進】



袖ケ浦市凧保存会の伝承・普及活動
【景観まちづくり推進団体】



市民等ボランティアによる「しいのもり」散策路整備
【水と緑のさと「しいのもり」維持管理】

第６章　計画の推進体制

１　推進体制

（１）市民参加による推進

①　協働のまちづくり推進委員会

市民参加の下で協働のまちづくりを推進していくため、協働のまちづくり推進委員会から幅広く意見等を求め、施策に反映していきます。

②　市民等の参加による推進

協働のまちづくりを推進するにあたり、市民と地域コミュニティの意識を醸成し、その意見等を取り入れながら進めるため、講演会・フォーラム等の開催や多様な市民参画の機会を設けていきます。

（２）市の推進体制

①　協働のまちづくり推進本部

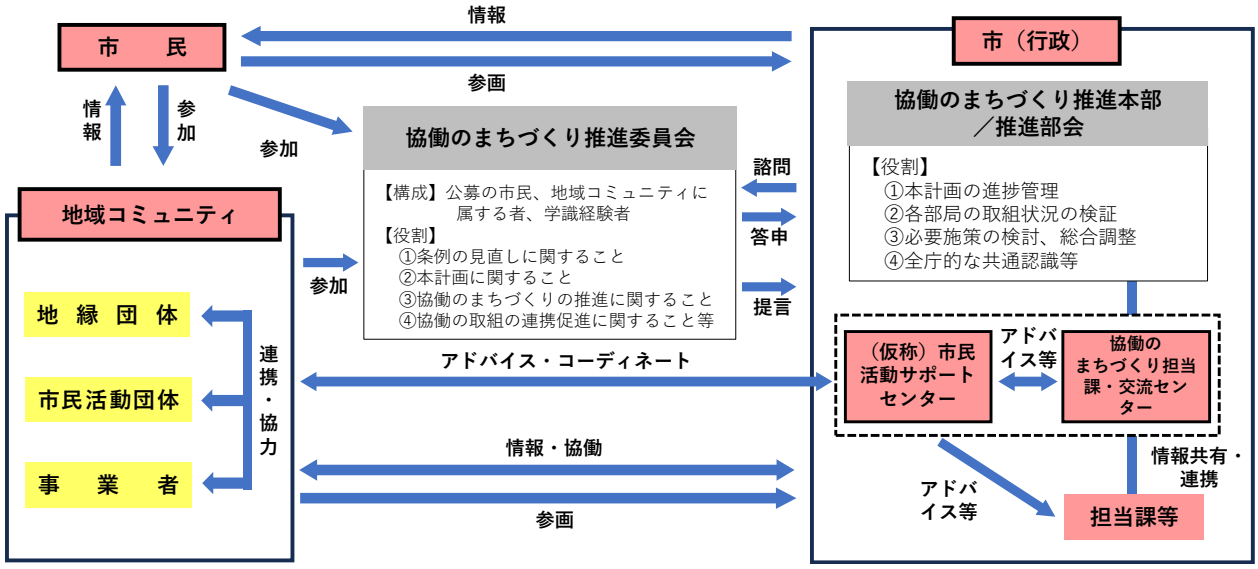
市の施策分野を横断して協働のまちづくりを推進していくため、協働のまちづくり推進本部及び推進部会により、全庁的な体制の下で取組を進めます。

また、担当課等への協働に関するアドバイス等や地域コミュニティへの支援を行うことができるよう、市民活動サポートセンターを設置し、庁内における協働のまちづくりについて連携・協力を図ります。

②　市職員の育成

市職員の協働に関する理解を深め、必要な知識や技能を習得させることで、地域コミュニティとの協働による事業に積極的に取り組むことができる人材を育成します。

≪計画の推進体制≫



２　進行管理

本計画を着実に実行していくため、協働のまちづくり推進委員会及び協働のまちづくり推進本部、推進部会により進行管理を行います。また、本計画に登載された取組みに対して、定期的に進捗状況を検証し、必要により翌年度以降の取組に反映させることで、改善や計画の見直しを図りながら進めていきます。

また、計画の進捗状況や評価の結果について公表するものとします。

附　属　資　料

［資料１］　計画策定の体制
［資料２］　計画策定の経過
［資料３］　第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の策定について（諮問）
［資料４］　第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の策定について（答申）
［資料５］　袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例

資料１　計画策定の体制

１　袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会

（2024 年（令和 6 年）3 月 1 日現在　敬称略）

区　分	委員氏名	所属団体等
公募による市民	向井　幸子	
	植木　幸裕	
	太田　輝男	
地域コミュニティに属する者	西田　隆司	袖ケ浦市自治連絡協議会
	感王寺　敏子	袖ケ浦市民生委員児童委員協議会
	杉山　将生	袖ケ浦市青少年相談員連絡協議会
	二宮　義文	名幸ヶ丘の会（青少年育成平岡地区住民会議）
	鈴木　美和子	袖♡こい
	山口　一夫	もみの木台自治会
	三好　祥子	ＮＰＯ法人子どもるーぷ袖ケ浦
	小泉　康	椎の森里山会
	森岡　かおり	袖ケ浦市社会福祉協議会
	山田　廣子	袖ケ浦市商工会
学識経験を有する者	鎌田　元弘	千葉工業大学教授
	青木　秀幸	千葉工業大学非常勤講師、合同会社いいもんだ

２　袖ケ浦市協働のまちづくり推進本部

（１）協働のまちづくり推進本部

区　分	職　　名
本 部 長	市長
副本部長	副市長
本 部 員	教育長
本 部 員	企画政策部長
本 部 員	総務部長
本 部 員	市民子育て部長
本 部 員	福祉部長
本 部 員	環境経済部長
本 部 員	都市建設部長
本 部 員	消防長
本 部 員	教育部長
本 部 員	議会事務局長

（２）協働のまちづくり推進部会

区　分	職　　名
部 会 長	企画政策部長
副部会長	市民協働推進課長
部 会 員	企画政策課長
部 会 員	総務課長
部 会 員	財政課長
部 会 員	保険年金課長
部 会 員	地域福祉課長
部 会 員	環境管理課長
部 会 員	都市整備課長
部 会 員	消防本部総務課長
部 会 員	教育総務課長
部 会 員	議会事務局副局長

資料２　計画策定の経過

開催年月日	会議等名称	内　容
令和５年 ２月７日	協働のまちづくり推進部会	● 各種アンケート調査の実施報告について ● 第２次協働のまちづくり推進計画策定方針（案）について
２月 16 日	協働のまちづくり推進本部	
３月７日	第２回協働のまちづくり推進委員会	
６月 27 日	協働のまちづくり推進部会	● 第１次協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和４年度進行管理について ● 第２次協働のまちづくり推進計画骨子案について
７月３日	協働のまちづくり推進部会	● 第１次協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和４年度進行管理について
７月 12 日	協働のまちづくり推進本部	● 第１次協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和４年度進行管理について ● 第２次協働のまちづくり推進計画骨子案について
７月 25 日	第１回協働のまちづくり推進委員会	
11 月 24 日	協働のまちづくり推進部会	● 第２次協働のまちづくり推進計画（案）について
12 月８日	協働のまちづくり推進本部	
12 月 25 日	第２回協働のまちづくり推進委員会	
令和６年 １月 22 日 ～ ２月 21 日	パブリックコメント手続の実施	● 第２次協働のまちづくり推進計画（案）に関する意見募集
３月５日	協働のまちづくり推進部会	● 第２次協働のまちづくり推進計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果等について
３月 15 日	協働のまちづくり推進本部	
３月 26 日	第３回協働のまちづくり推進委員会	● 第２次協働のまちづくり推進計画の策定について（諮問）
３月 28 日	協働のまちづくり推進委員会	● 第２次協働のまちづくり推進計画の策定について（答申）

資料３　協働のまちづくり推進計画の策定について（諮問）

袖 市 協 第 ２ ２ ０ ８ 号
令 和 ６ 年 ３ 月 ２ ６ 日

袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会
委 員 長　鎌 田　元 弘　様

袖ケ浦市長　粕谷　智浩

第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の策定について（諮問）

本市における地域コミュニティの活性化及び協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画を策定するにあたり、袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（平成２９年条例第１０号）第１７条の規定により諮問します。

資料４　協働のまちづくり推進計画の策定について（答申）

令和６年３月２８日

袖ケ浦市長　粕谷　智浩　様

袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会
委員長　鎌田　元弘

第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の策定について（答申）

令和６年３月２６日付け袖市協第２２０８号で諮問のあったこのことについて、当委員会において慎重に審議した結果、計画の内容について適切であると認め、ここにその旨を答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に留意し、目指すまちづくりの実現に向けて着実に取り組んでいただきたい。

記

１　市民の地域コミュニティへの参加促進に当たり、これまで活動している多様な人材に加え、新たに若い世代が積極的に参加できるよう、事例集の公表などの情報発信とともに、地域のまちづくりの拠点として設置する交流センターなどにおいて市政や地域活動に安心して参加・活動できる環境づくりに努めること。

２　地域のまちづくりを担う自治会については、近年加入率が長期的に低下していることから、地域住民の理解促進や加入促進、負担軽減などの運営支援に取り組み、地域のまちづくりが今後も持続的に行われるよう、今後の活動のあり方も含めて対応すること。

３　若い世代から高齢者の世代までの多様な世代において、新たに地域の担い手が育成されるよう取り組むとともに、各分野で活動する市民が集まりやすく互いにつながりやすい機会などを提供することにより、地域が持続的に活性化するよう取り組むこと。

４　様々な分野で活動している地域コミュニティが互いの活動を尊重しつつ連携・協力しあえるネットワークを築き、地域全体で情報や課題を共有のうえ、その課題解決に取り組むことにより活性化が図られるよう、各地域の特性に応じた地域まちづくり協議会が設立され、持続可能な運営がなされるよう支援にあたること。

５　協働のまちづくりの推進に当たっては、多様な主体が関わり施策分野を横断するため、新たに設置する（仮称）市民活動サポートセンターの利活用を図るとともに、市民等からの意見聴取や積極的な市民参画がなされるよう、市は引き続き全庁的な推進体制をもって取り組むこと。

資料５　袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例

私たちのまち袖ケ浦の名は、古事記に記された弟橘媛の伝説に由来し、それぞれの時代に、この地で暮らした人々の歴史や文化が息づいており、今日まで私たちに受け継がれてきました。

袖ケ浦市は、かつて養殖海苔を主とした漁業が盛んに行われていましたが、昭和４０年代に始まった東京湾の埋立てを転機に、海岸線は国内有数の工業地帯に変貌し、多くの人々が全国から移り住みました。また、内陸部に優良な田園地帯が広がり、豊かな緑と自然にあふれ、これからも東京湾アクアラインなど交通の要衝として、更なる発展が期待されています。

社会は、時代とともに常に変化しています。私たちの暮らしは物質的に豊かになりましたが、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれて、地域における人と人とのつながりが薄れ、私たち市民のニーズは一層複雑に、そして多様になりました。

私たちのまちづくりの在り方も、こうした変化に対応していくことが求められます。

地域社会が様々な課題を抱える中で、誰もが住みやすいまちをつくるためには、私たちみんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があります。そして、市民、地域コミュニティと市がまちづくりの目標に向けて協働していくことで、袖ケ浦市の持ち味を活かした、私たちの想いに沿ったまちづくりが進められると考えます。

私たちは、まちづくりを自らの手で進めることによって、子どもからお年寄りまでいきいきと輝き、ふれあい、支え合う住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、本市における協働によるまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの役割及び責務を明らかにすることにより、地域コミュニティの活性化及び協働の推進を図り、もって活力に満ちた共に支え合う住みやすいまちをつくることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2)　地縁団体　自治会、子ども会、ＰＴＡその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。

(3)　市民活動団体　ＮＰＯ、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。

(4)　事業者　市内において事業活動を行う者をいう。

(5)　地域コミュニティ　地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。

(6)　市　市長その他の市の執行機関をいう。

(7)　協働　地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。

(8)　まちづくり　地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

（基本理念）

第３条　市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

(1)　市民の地域コミュニティへの参加の促進　地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。

(2)　地域コミュニティの連携の促進　地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。

(3)　地域コミュニティと市の協働の推進　地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

（市民の役割）

第４条　市民は、地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるよう努めるものとする。

２　市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めるものとする。

（地縁団体の役割）

第５条　地縁団体は、自らの地域における情報を収集し、課題を把握するとともに、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

２　地縁団体は、自らの地域における住民相互の交流及び連携を促進するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第６条　市民活動団体は、その活動する分野における知識、専門性等を活かし、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

２　市民活動団体は、市民に対し、その活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

（市の責務）
第８条　市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進するものとする。
２　市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。
３　市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めるとともに、協働に当たっては、第３条の基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担するものとする。
４　市は、市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能を習得させるものとする。
（情報の共有等）
第９条　市は、市政及びまちづくりに関する情報を分かりやすく市民及び地域コミュニティに提供することにより、情報の共有に努めるものとする。
２　地域コミュニティは、その活動内容に関する情報を広く発信することにより、情報の共有に努めるものとする。
３　市は、前項に規定する地域コミュニティが行う情報の発信を支援するよう努めるものとする。
（計画等策定への参画）
第１０条　市は、第８条第１項の基本的な構想及び計画を策定するときは、その過程において市民が参画する機会を設けるものとする。
（担い手づくり）
第１１条　地域コミュニティ及び市は、まちづくりに関する学習、体験等の機会を市民に提供し、地域コミュニティの担い手となる人材の育成に努めるものとする。
（拠点づくり）
第１２条　地域コミュニティ及び市は、市民相互の交流並びに地域コミュニティの活動及び連携等を行うための施設を整備し、又は場を提供するよう努めるものとする。
（補助金の交付等による支援）
第１３条　市は、地域コミュニティによるまちづくり及び前条の規定による施設の整備又は場の提供に対し、補助金の交付その他の支援措置を適切に行うよう努めるものとする。
（協働のまちづくりに関する提案等）
第１４条　地域コミュニティ及び市は、協働によるまちづくりに関する提案を相互に行うことができるものとする。
２　市は、前項に規定する提案を行うために必要な制度を整備し、提案の機会を充実させるよう努めるものとする。
（地域まちづくり協議会）
第１５条　住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織（以下この条において「地域まちづくり協議会」という。）を設立することができる。
２　地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。
３　市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。
（協働のまちづくり推進計画）
第１６条　市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画（以下この条及び次条において「推進計画」という。）を策定するものとする。
２　市は、推進計画の実施状況等について定期的に評価を行い、その結果を公表するものとする。
（協働のまちづくり推進委員会）
第１７条　協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
(1)　この条例の見直しに関すること。
(2)　推進計画に関すること。
(3)　その他市長が必要と認める事項
３　委員会は、前項に規定するもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べ、又は提言をすることができる。
４　委員会は、委員１５人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　公募による市民
(2)　地域コミュニティに属する者
(3)　学識経験のある者
(4)　その他市長が必要と認める者
５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（推進本部）
第１８条　市長は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局の長からなる推進本部を設置する。
（委任）
第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。



第２次袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画

発行：令和８年４月（改訂版）

袖ケ浦市 市民生活部 地域コミュニティ課

〒299-0292 袖ケ浦市坂戸市場１番地１

TEL: 0438-62-3102（直通）

FAX: 0438-62-3165

E-mail: sode03@city.sodegaura.chiba.jp